

熊本市のシンボル

◇市の木 イ チ ヨ ウ (昭和49年10月9日制定)

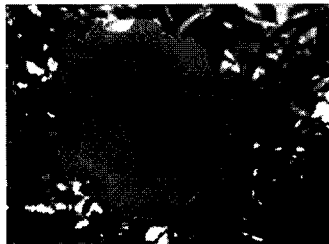


森の都都市宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、1万2千通を超す応募の中から決定された。

熊本城が昔から銀杏城と呼ばれ、古木もあり、また、立派なイチョウ並木もあって、市民に親しまれていることなどから選ばれた。

イチョウ科の植物で、ギンナンノキ、チチノキ、公孫樹などともいわれ、日本には古くから主に神社仏閣等で栽培されてきた。雌雄異株であることで知られ、独特な尖円錐形をつくり、夏季の豊かで涼しい木陰、秋の黄葉の美しさは格別である。街路樹として、特に好条件を備えている。

◇市の花 肥 後 ツ バ キ (昭和49年10月9日制定)



市木同様、森の都都市宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、2万2千通を超す応募の中から決定された。

古くから熊本独特の花として知られ、代表的な名花であるばかりでなく、最近では国際的にも知られつつあり、一般家庭でも容易に育てられることなどから選ばれた。

ツバキ科の植物で、花卉が大きく、八重咲きで平開する。花期は2月～3月、色は白、ピンク、赤、錦(絞り)の4系統ある。特異な姿をもつ肥後ツバキは、古く江戸時代から細川藩の庇護を受け、愛好者によって広められ、改良を重ね、清雅枯淡の味わいのある名花といわれるようになった。

◇市の鳥 シ ジ ュ ウ カ ラ (昭和59年5月22日制定)



健康都市宣言5周年と、市制95周年を記念して、広く市民から募集、6千通を超す応募の中から決定された。

金峰山や立田山、託麻三山などの森に多く生息し、四季を通じて観察される。害虫を多く食べ、緑の森を守る益鳥として広く市民に親しまれていることなどから選ばれた。

シジュウカラ科の鳥類で、全長14センチメートル。くちばしは小さく円錐形、くびと頭は光沢のある黒色で、ほおは白い。背面は黄緑色で、翼は灰青色を帯びる。体の下面は白く中央に一本の黒いたてすじがある。低地の森林に広く分布しているが、秋から冬にかけては市街地でも見かけることができる。

熊本市民 愛市憲章

—品位ある市民の誇りのために—

- 1 私たち熊本市民は、清潔で住みよい街をつくりましょう。
- 1 私たち熊本市民は、郷土の自然や文化財を大切にいたしましょう。
- 1 私たち熊本市民は、時間を正しく守りましょう。
- 1 私たち熊本市民は、交通道德を重んじましょう。
- 1 私たち熊本市民は、互いにあたたかく交わり、旅行者を親切に迎えましょう。

(昭和35年5月11日制定)

熊本市民 長寿社会憲章

私たち熊本市民は、生きがいのある人生をおくれるよう、すべての人が人間として尊ばれ、敬愛され、ともに幸せな暮らしができる長寿社会を築くことをめざして、この憲章を制定します。

私たち熊本市民は、

- 1 生涯を通じ、心身の健康づくりに努めます。
- 1 家族のきずなを大切に、明るい家庭をつくります。
- 1 互いに敬い、思いやりあふれる地域社会をつくります。
- 1 知恵と経験をいかし、豊かな文化の継承と創造に努めます。
- 1 すべての人に、安全でやさしい街づくりに努めます。
- 1 自らの能力をいかし、互いに支え合いながら暮らしの安定を築きます。
- 1 水や緑を大切に、やすらぎに満ちたふるさとくまもとをつくります。

(平成2年8月28日制定)

熊本市民 「こども憲章」

私たち熊本市民は、すべてのこどもたちの幸せを願い、その自主性を尊重し、家庭と地域社会が協力して、愛情をもって育成することをめざし、この憲章を定めます。

私たち熊本市民は、

- 1 こどもたちが、お互いを認め合い、豊かな感性と思いやりの心をはぐくむ社会づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、知性を磨き体をきたえて、心身ともにたくましく育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、水と緑に恵まれた自然の中で、のびのびと創造性をつちかう環境づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、世界の人々と友情をはぐくみ、平和を愛し、広い視野を持つ国際人に育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、郷土の歴史と文化を学び、誇りを持てるふるさとづくりに努めます。

(平成6年9月3日制定)

都 市 宣 言

「森の都」都市宣言に関する決議

自然環境の回復による生活環境の保全是、今や人類共通の課題となっている。

由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日の発展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。

ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とすることを宣言する。

昭和47年10月2日

熊本市議会

地下水保全都市宣言に関する決議

限りある地球の資源の保全是、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

昭和51年3月22日

熊本市議会

熊本市スポーツ都市宣言に関する決議

全ての市民が生涯にわたり活力に満ちた健康的な生活を営むことは、まちづくりの基本である。

スポーツの振興は、市民生活の根幹となる心身の健康の保持に欠かせないものであるが、加えて、青少年の健全育成、生き甲斐づくり、地域との交流、自然とのふれあいといった多くの観点からも積極的に推進していく必要がある。

よって、本議会は、二十一世紀に向け三つのスローガンを掲げ、全ての熊本市民がスポーツを通して健康的でいきいきと生活できる都市を目指すことを誓い、ここに我が熊本市を「スポーツ都市」とすることを宣言する。

- 一 スポーツを通じて健やかなところと体を創ろう。
- 一 スポーツを通じて人と自然にふれあおう。
- 一 スポーツを通じていきいきとしたまちを創ろう。

平成11年8月27日

熊本市議会

「観光立市くまもと」都市宣言に関する決議

熊本市は、熊本城に代表される歴史的文化遺産をはじめ豊かな水と緑に象徴される自然環境、そして近代都市としての多彩な魅力を有し、国内外から多くの観光客が訪れるまちである。

観光は、地域の生活や文化を個性として発信し、その魅力により人々が来訪し交流が生まれる総合的な産業であり、まちづくりや都市経営にも大きく寄与し、21世紀を迎えた今日において重要性はこれまで以上に高まっている。

よって、本議会は、市民が誇りをもち、そして訪れる人にとって魅力ある観光都市を目指し、市民の生活や文化に基づいたまちづくりを進めるとともに、全国に誇れる城下町としての魅力を生かし、熊本らしい個性豊かな観光都市の実現を目標として、ここに我が熊本市を「観光立市くまもと」とすることを宣言する。

平成15年9月26日

熊本市議会

健康都市宣言

熊本市は、緑と水に恵まれた豊かな自然と先人が築いた伝統と文化を擁し、地方における近代的な中枢都市として発展しつつある。

しかし、都市化の進展に伴い市民生活を支える基本である心身の健康を阻害する要因が増大している。

熊本市は、市民とともに明るく健康な都市をめざして諸施策を結集し、その実現につとめなければならない。

ここに、すべての市民の健康を市政の目標として、熊本市を「健康都市」とすることを宣言する。

昭和54年10月1日

熊本市

平和都市宣言

熊本市は、先の大戦において、多くの尊い人命を失うとともに、市街地のほとんどを焼失するなど、大きな災禍を被った。

戦後、焦土の中から立ち上がった市民の英知とたゆまぬ努力によって、緑と水の豊かな自然環境や先人の築いた歴史と文化に支えられながら、今や九州中央の中枢都市として着実に発展を続けている。

私たち熊本市民は、戦後50周年の大きな節目にあたり、先の大戦への深い反省に立ち、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、かけがえのない自然環境を次代に引き継ぐため、再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓うとともに、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成を希求し、ここに「平和都市」を宣言する。

平成7年7月27日

熊本市

環境保全都市宣言

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけではなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと、転換を図っていかねばなりません。

私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここに熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

平成7年9月25日

熊本市

くまもと

市政概要

市勢	1
議会議務	9
総務	21
市民生活	89
保健福祉	131
環境保全	213
経済	235
建設	287
教育	331
消防	383
交通	397
水道	409

市 勢

1 沿 革

2 位 置 及 び 地 勢

3 市 域 の 変 遷

4 人 口

1 沿 革

何億年のむかし、現在の熊本市の大部分は一面の海底で、処々に小島が散在するに過ぎなかったと想像されるが、その後数次にわたる地表上の大変動によって、次第に熊本平野が形成されるにともない、現在の出水・健軍方面の砂礫層から湧きでる清冽な泉をめぐって、縄文人・弥生人の聚落が完成されていった。

古墳時代を経て飛鳥時代に入り、大化の改新(645年)が行われると、託麻の三宅郡(今の出水地方)には、肥後の国府「託麻府」が設けられ、宏壮な伽藍の国分寺の建立を見たが、これらを中心とした聚落が形づくられ大きくなったものが、熊本市の始まりである。

奈良朝前後の日本各地は、国力の大小によって、大・上・中・下と四等級に区別されていたが、肥後はそのころ農産物産出で九州諸国中群を抜いており、延暦14年9月(平安の初期)に至って、全国中でも優位の資格を認められ「大国」に昇進した。

この期に国司として、肥後に赴任した^{みちのきみのおびと}道君首名、紀夏井、藤原保昌、清原元輔等はいまも幾多の遺跡を留めているが、とくに後撰集の選者で、清少納言の父元輔と、平安期歌人「檜垣女」^{ひがきめ}との交遊の説話は有名である。

南北朝50年間は、戦乱の日が相つぎ、熊本地方もしばしば軍営の場に利用された。

長い戦乱のあと、天下が統一されるや、肥後全土の守護職は改めて菊池氏に委ねられ、一国政令の中心は隈部(現在の菊池市)の方に移った。

降って、応仁の頃菊池の一旗出田三郎秀信は、いまの熊本城東部の丘陵に千葉城(熊本城の始め)を構えたが、次の鹿子木親員が、明応年間(1490年代)に、今の古城の地に居城を移し、隈本城と称えた。ついで、城親冬と、佐々成政のあとを承けて天正16年(1588年)加藤清正が入城するにおよんで、清正は国府の二本木方面から、寺院、商家などを移転させて、城下町の経営に着手した。また、この清正は熊本の自然に、はじめて大規模な人為のツルハシを振った武將で、河川、その他の土木事業に残した功績は大きく、熊本市が城下町としての体裁を整えてきたのは、このころからである。日本三名城の一つとうたわれる熊本城は、この清正が慶長6年から12年にかけて、7カ年の歳月を費して築城したものである。(築城年については異説もある)

細川氏時代は、寛永9年細川忠利の入国によって始まるが、細川氏は自来大政奉還の日に至るまで、200余年間にわたって肥後熊本の政治を行った。この細川氏は、歴代名君相ついだが、そのうち、もっとも注目すべきは、延享4年藩主となった8代重賢の政治であろう。このとき国政揚り、教学も大いに振興した。とくに藩校「時習館」や、全国にさがけて創設された医療ないし教育機関としての「再春館」、薬草研究で有名な「蕃滋園」などは、本市が長く文教の府として全国に秀でた因となった。また忠利のときに創建された水前寺(成趣園)は、幽斉ゆかりの古今伝授の間とともに、いまも熊本市の観光資源の一つとなっているが、晩年を熊本に送った剣聖宮本武蔵の遺跡も、熊本が持つ誇りの一つといえよう。

明治4年7月に入って、廃藩置県の大詔が出されると、肥後には、熊本、人吉の二県がおかれ、ついで同年11月改めて熊本、八代の二県となった。ところが翌5年6月熊本県は、ふたたび白川県と改称され、翌々6年1月には八代県が廃止されて、白川県に併合されたため、肥後全域は白川県の所轄となり、熊本市には県庁が設けられた。これは明治9年1月まで続いたが、同年2月さらに改めて熊本県と称せられるようになった。

このころ熊本城には鎮台がおかれ、市内には洋学校と、西洋医学の熊本医学校ができて熊本市は城下町としてにぎわいを見せていたが、9年の神風連事件、翌10年の西南の役と引き続き大きな戦禍に見まわれ、とくに西南の役では、全市街が焦土と化してしまった。22年4月、市制が施行されるとこれまでの「熊本区」は、「熊本市」

と改められた。

明治の初年から、九州における政治・軍事の中心として、各種の官庁が置かれていた熊本市は、24年鉄道の開通によって熊本駅が設けられ、また、30年代に入って市区改正の大事業が行われ、中央部の山崎練兵場が市外に移されて新市街が出現するや、会社、工場、商店その他施設が続々と軒を連ね、日清、日露の戦勝の意気も加わって、明治の隆昌期を現出した。

大正10年、周辺11カ町村を併合して大熊本市の基礎を固め、私鉄菊池軌道、熊本軌道、御船鉄道及び国鉄宮地線の開通整備と並んで13年には、市電の開通があり、更に上水道施設、二十三聯隊の移転等によって、いよいよ近代都市の面目を新たにすることになった。

しかし、昭和20年には空襲を受けて全市の大半は瓦礫と化した。その後全市民の不断の努力によって、戦災、水害等各種の苦難を克服し、今日の隆盛を見ることができた。

市制施行当時は、面積5.55km²、人口4万2千余人を数えるにすぎなかったが、近代的都市機能の集積や平成3年2月の飽託4町との合併をはじめとする16次にわたる市域の拡大等により、今や、面積266.77km²、人口66万人を超えるまでに成長した。また、平成8年4月に中核市へ移行し、名実ともに地方中核都市として着実な発展を続けている。

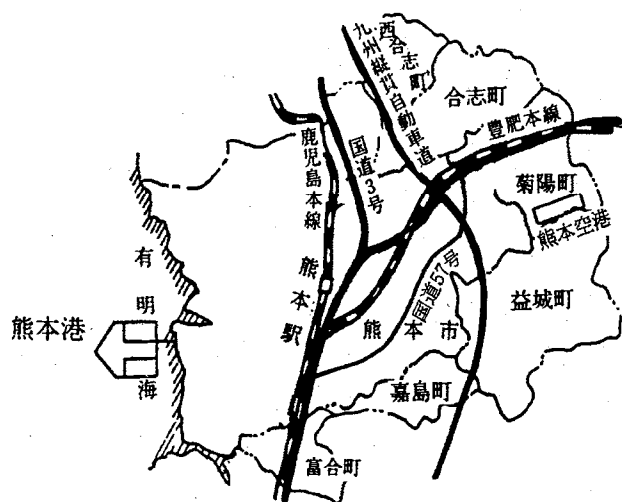
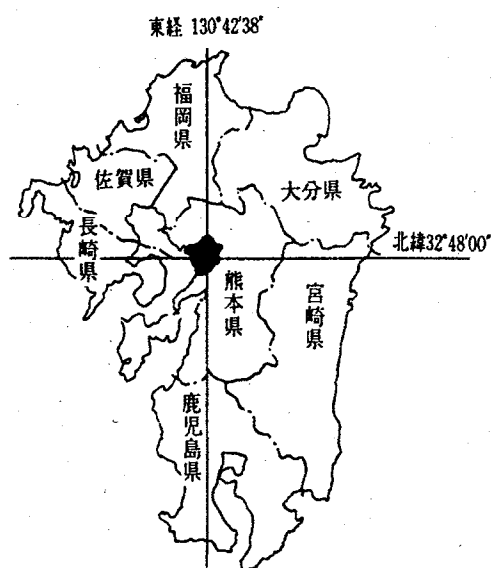
現在は、九州新幹線や高速道路などの広域交通網をはじめ、情報通信網などの整備を促進するとともに、本市のシンボルである熊本城の復元整備や中心市街地の再開発、副都心としての熊本駅周辺の再整備に取り組んでいるほか、環境に負荷をかけない仕組みづくりとして、資源リサイクルや公共交通機関、自転車の利用促進、また、水田や森林の保全等による地下水の保全などに努めている。

このように、本市では、九州の中央に位置する地理的特性を活かし、人、ものなど多様な交流を基調としながらまちの魅力と活力を創出し、日々の暮らしの中で全ての市民がしあわせを実感できるまちづくりに取り組んでいる。

2 位置及び地勢

(1) 位置

●熊本市の位置



熊本市は、ほぼ九州の中心に位置している。九州の陸の大動脈 JR 鹿児島本線の間接点は熊本駅であり、これより豊肥本線、三角線が分岐し、門司～鹿児島を結ぶ国道 3 号と大分～長崎を結ぶ国道 57 号は本市で交差している。さらに本市を貫通する九州縦貫自動車道も門司から鹿児島・宮崎まで開通をみるなど、地理的に九州の中央にあって交通の要衝的位置にある。

また、本市は、観光面からも別府～阿蘇～熊本～天草～雲仙～長崎を結ぶ九州の国際観光ルートを中心地として大きな役割を果たしている。

(2) 地 勢

熊本市は県の中央部にあって有明海に面し、坪井川、白川、緑川の 3 水系の下流部に形成された、いわゆる熊本平野の大部分を占めている。また、阿蘇火山と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は数多くの山岳、丘陵、大地、平野等によって四方を囲まれている。

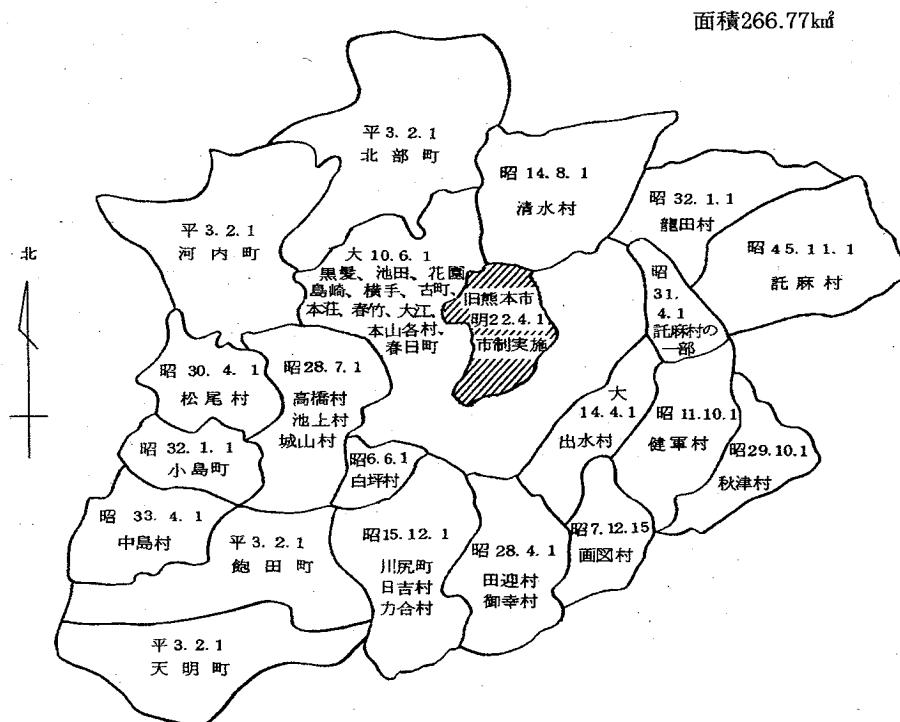
市域の西北方は金峰山地、北部は台地、東部は遠く阿蘇山地に囲まれ、東方から西南にかけて開けている。

西北部は金峰山系の急傾斜の山が重なる一方、中心部は阿蘇火山に源を発する白川と北方の熊本郡界に流れを発する坪井川・井芹川が市街を貫流して西方の有明海に注いでいる。

水源を水前寺・江津湖に発する流れは木山川と合して加勢川となり、本市の南部を流下している。これらの川は、かんがい水として南部および西部一帯の平野を潤し、農作に大きな効用をもたらしている。

また、西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく、河口部の河床は白川、坪井川による阿蘇ヨナ質土壌の送流により次第に上昇している。

3 市 域 の 変 遷



4 人 口

(1) 年次別人口及び世帯数

年 次	世帯数	人 口			男女比 (男100人 につき)	1世帯 当たり 人 口	備 考
		総 数	男	女			
明治22年	11,797	42,725				3.6	
大正元年	12,736	66,488	35,938	30,550	85.0	5.2	
8年	13,129	74,544	39,385	35,159	89.3	5.7	
昭和 元年	27,157	150,075	75,680	74,395	98.3	5.5	
5年	30,284	167,566	83,218	84,348	101.4	5.5	
10年	38,336	214,270	105,480	108,790	103.1	5.6	
15年	39,813	243,574	116,838	126,736	108.5	6.1	川尻町・日吉村・力合村合併
20年	37,981	180,643	84,935	95,708	112.7	4.8	
25年	59,853	267,506	128,067	139,439	108.9	4.5	(国勢調査)
30年	72,008	332,493	159,501	172,992	108.5	4.6	松尾村合併
35年	90,949	373,922	178,031	195,891	110.0	4.1	(国勢調査)
40年	107,634	407,052	192,538	214,514	111.4	3.8	(〃)
45年	130,608	449,254	211,322	237,932	112.6	3.4	(〃) 含旧託麻村
50年	153,540	488,166	231,188	256,978	111.2	3.2	(〃)
55年	180,239	525,662	251,011	274,651	109.4	2.9	(〃)
60年	194,486	555,719	265,037	290,682	109.7	2.9	(〃)
平成 2年	224,070	626,727	297,835	328,892	110.4	2.8	(〃) 含旧飽託4町
7年	246,700	650,341	310,118	340,223	109.7	2.6	(〃)
12年	260,672	662,012	314,455	347,557	110.5	2.5	(〃)

(2) 人口の動態

区分 \ 年	12	13	14	15	16
自 然 増	2,777	2,534	2,449	2,134	2,312
社 会 増	789	936	△22	△774	△1,181
計	3,566	3,470	2,427	1,360	1,131

(注) 各年1月1日から12月31日までの動態

(3) 産業別15歳以上就業者数

調査年次 区分	平 成 7 年 国 調				平 成 12 年 国 調			
	総 数	構成比 %	男	女	総 数	構成比 %	男	女
総 数	650,341		310,118	340,223	662,012		314,455	347,557
昼 間 人 口	692,888		332,952	359,936	701,656		334,619	367,037
15歳以上人口	538,080		252,382	285,698	557,142		260,735	296,407
就 業 者 総 数	310,589	100	176,948	133,641	312,869	100	175,536	137,513
第 1 次 産 業	12,845	4.1	7,278	5,567	11,183	3.6	6,289	4,894
農 業	11,592	3.7	6,420	5,172	10,010	3.2	5,515	4,495
林 業	276	0.1	232	44	213	0.1	185	28
漁 業	977	0.3	626	351	960	0.3	589	371
第 2 次 産 業	60,742	19.6	42,339	18,403	58,108	18.6	41,825	16,283
鉱 業	41	0.0	32	9	60	0.0	43	17
建 設 業	29,606	9.5	23,951	5,655	28,673	9.2	23,524	5,149
製 造 業	31,095	10.0	18,356	12,739	29,375	9.4	18,258	11,117
第 3 次 産 業	234,860	75.6	126,200	108,660	237,810	76.0	124,184	113,626
卸売・小売業・飲食店	86,279	27.8	43,643	42,636	84,018	26.9	41,089	42,929
金融・保険業	12,928	4.2	6,255	6,673	11,821	3.8	5,937	5,884
不 動 産 業	4,130	1.3	2,362	1,768	4,105	1.3	2,308	1,797
運 輸 ・ 通 信 業	18,221	5.9	15,315	2,906	17,535	5.6	14,295	3,240
電 気 ・ ガス ・ 熱 ・ 水 道 業	1,561	0.5	1,335	226	1,572	0.5	1,395	177
サ ー ビ ス 業	94,388	30.4	43,577	50,811	101,281	32.4	45,155	56,126
公 務	17,353	5.6	13,713	3,640	17,478	5.6	14,005	3,473
分類不能の産業	2,142	0.7	1,131	1,011	5,768	1.8	3,058	2,710

(注) 単位未満は4捨5入を原則としているので、総数と内容の計とは必ずしも一致しない場合がある。

(4) 校区別人口及び世帯数

(平成12年国調)

地区・ 校区別	世帯数	人 口			地区・ 校区別	世帯数	人 口		
		総 数	男	女			総 数	男	女
総 数	260,672	662,012	314,455	347,557	清 水	4,750	12,275	5,614	6,661
中央地区	69,473	141,051	65,598	75,453	城 北	3,485	10,700	5,697	5,003
城 東	834	1,666	669	997	麻生田	3,316	9,273	4,355	4,918
慶 徳	1,484	2,469	1,103	1,366	楡 木	2,378	6,509	3,050	3,459
五 福	1,420	3,024	1,261	1,763	楠	2,768	7,352	3,514	3,838
一 新	4,504	9,698	4,170	5,528	武 蔵	2,455	6,775	3,230	3,545
壺 川	3,926	8,407	3,789	4,618	弓 削	1,656	4,723	2,302	2,421
碩 台	3,164	6,167	2,585	3,582	龍 田	5,213	14,421	6,975	7,446
黒 髪	9,635	16,648	8,521	8,127	西 里	2,183	7,035	3,338	3,697
託麻原	9,145	18,749	9,604	9,145	北部東	2,892	8,288	3,969	4,319
大 江	5,392	10,155	4,799	5,356	川 上	3,092	9,418	4,440	4,978
白 川	3,525	6,682	2,942	3,740	西部地区	26,206	74,608	34,790	39,818
白 山	5,171	11,245	5,210	6,035	白 坪	4,907	12,287	5,634	6,653
出 水	4,025	8,144	3,672	4,472	城 西	5,235	13,723	6,245	7,478
春 竹	6,453	14,571	6,642	7,929	花 園	5,200	12,447	6,028	6,419
本 荘	2,004	3,689	1,575	2,114	城 山	3,017	9,470	4,453	5,017
向 山	4,335	9,527	4,379	5,148	高 橋	214	561	257	304
古 町	1,444	3,222	1,436	1,786	池 上	2,255	6,668	3,106	3,562
春 日	3,012	6,988	3,241	3,747	松尾東	818	2,533	1,199	1,334
東部地区	78,660	205,599	99,028	106,571	松尾西	376	1,255	602	653
託麻北	2,780	8,201	3,982	4,219	松尾北	65	252	127	125
託麻東	3,592	11,731	5,728	6,003	小 島	1,107	3,622	1,709	1,913
長 嶺	4,275	11,737	5,690	6,047	中 島	1,101	4,111	1,901	2,210
託麻西	6,783	17,502	8,545	8,957	河 内	1,328	5,405	2,466	2,939
託麻南	4,213	12,320	6,056	6,264	芳 野	583	2,274	1,063	1,211
西 原	6,481	14,559	7,413	7,146	南部地区	38,911	113,927	53,422	60,505
帯山西	3,493	8,532	4,053	4,479	出水南	4,658	12,728	6,017	6,711
帯 山	6,130	14,749	7,031	7,718	画 図	3,809	11,014	5,094	5,920
砂 取	3,924	9,347	4,203	5,144	田 迎	3,603	9,960	4,753	5,207
尾ノ上	5,268	13,457	6,475	6,982	田迎南	2,363	7,003	3,367	3,636
月 出	3,604	8,439	4,072	4,367	御 幸	3,197	10,511	4,738	5,773
山ノ内	3,277	8,825	4,181	4,644	日 吉	2,658	7,064	3,344	3,720
健軍東	2,147	6,161	2,975	3,186	城 南	2,155	5,798	2,688	3,110
東 町	2,986	8,662	4,298	4,364	川 尻	3,271	8,762	4,031	4,731
桜 木	2,889	7,741	3,687	4,054	力 合	4,933	14,081	6,661	7,420
秋 津	4,474	12,586	5,959	6,627	鮑田西	755	2,735	1,289	1,446
若 葉	2,283	5,541	2,555	2,986	鮑田東	2,062	6,397	3,030	3,367
泉ヶ丘	2,966	7,370	3,379	3,991	鮑田南	575	2,234	988	1,246
健 軍	5,179	12,672	6,136	6,536	錢 塘	638	2,349	1,114	1,235
桜木東	1,916	5,467	2,610	2,857	奥古閑	966	3,720	1,766	1,954
北部地区	47,098	126,827	61,617	65,210	川 口	692	2,348	1,115	1,233
池 田	7,333	14,912	8,039	6,873	中 緑	327	1,171	544	627
高平台	5,577	15,146	7,094	8,052	日吉東	2,249	6,052	2,883	3,169

1) 総数には「不詳」を含むが、各校区には含まれない。

議 会

- 1 議 員 名 簿
- 2 歴代議長・副議長
- 3 議 会 構 成
- 4 常 任 委 員 会
- 5 議 会 運 営 委 員 会
- 6 特 別 委 員 会
- 7 各 種 委 員
- 8 報 酬 及 び 諸 手 当
- 9 議 会 活 動 状 況
- 10 議 会 事 務 局

1 議員名簿

平成17年8月1日現在

定数 52名
現員数 52名

自由民主党熊本市議団	19	改革フォーラム	3
くまもと市民連合	10	自由クラブ	1
公明党熊本市議団	7	真政クラブ	1
市民クラブ	7	一步の会	1
日本共産党熊本市議団	3		

議席 番号	氏 名	会 派	当選 回数	議席 番号	氏 名	会 派	当選 回数
議長 1	古 川 泰 三	自由民主 党 熊本市議 団	4	27	中 松 健 児	くまもと市民連合	3
副議長 2	家 入 安 弘	くまもと市民連合	4	28	佐々木 俊 和	くまもと市民連合	4
3	澤 田 昌 作	自由民主 党 熊本市議 団	1	29	田 辺 正 信	くまもと市民連合	4
4	高 島 和 男	市民クラ ブ	1	30	鈴 木 弘	公明党熊本市議団	3
5	大 石 浩 文	改革フォーラム	1	31	竹 原 孝 昭	自由民主 党 熊本市議 団	4
6	田 尻 善 裕	改革フォーラム	1	32	牛 嶋 弘	自由民主 党 熊本市議 団	4
7	白河部 貞 志	改革フォーラム	1	33	税 所 史 熙	自由民主 党 熊本市議 団	4
8	倉 重 徹	真 政 ク ラ ブ	1	34	落 水 清 弘	自由民主 党 熊本市議 団	5
9	廣 瀬 賜 代	一 步 の 会	1	35	北 口 和 皇	自 由 ク ラ ブ	4
10	有 馬 純 夫	公明党熊本市議団	1	36	田 尻 清 輝	市 民 ク ラ ブ	4
11	満 永 寿 博	自由民主 党 熊本市議 団	1	37	田 尻 将 博	くまもと市民連合	4
12	三 島 良 之	自由民主 党 熊本市議 団	1	38	大 江 政 久	くまもと市民連合	4
13	齊 藤 聰	自由民主 党 熊本市議 団	1	39	上 村 恵 一	くまもと市民連合	4
14	津 田 征士郎	自由民主 党 熊本市議 団	2	40	島 田 俊 六	公明党熊本市議団	4
15	鷲 山 法 雲	自由民主 党 熊本市議 団	3	41	江 藤 正 行	自由民主 党 熊本市議 団	6
16	上 野 美恵子	日本共産 党 熊本市議 団	2	43	荒 木 哲 美	自由民主 党 熊本市議 団	6
17	東 美千子	くまもと市民連合	1	44	主 海 偉佐雄	自由民主 党 熊本市議 団	6
18	村 上 博	くまもと市民連合	2	45	嶋 田 幾 雄	自由民主 党 熊本市議 団	8
19	日和田 よしこ	公明党熊本市議団	2	46	紫 垣 正 良	自由民主 党 熊本市議 団	10
20	藤 岡 照 代	公明党熊本市議団	2	47	島 永 慶 孝	自由民主 党 熊本市議 団	10
21	坂 田 誠 二	自由民主 党 熊本市議 団	3	48	矢 野 昭 三	自由民主 党 熊本市議 団	10
22	藤 山 英 美	市民クラ ブ	3	49	鈴 木 昌 彦	市 民 ク ラ ブ	5
23	田 中 誠 一	市 民 ク ラ ブ	3	50	宮 原 政 一	市 民 ク ラ ブ	6
24	下 川 寛	市 民 ク ラ ブ	4	51	益 田 牧 子	日本共産 党 熊本市議 団	5
25	重 松 孝 文	日本共産 党 熊本市議 団	3	52	磯 道 文 徳	公明党熊本市議団	5
26	東 すみよ	くまもと市民連合	3	53	西 泰 史	公明党熊本市議団	5

議会

2 歴代議長・副議長

議長				副議長			
代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	有馬源内	明治 22. 4. 26	明治 24. 1. 21	1	下田一直	明治 22. 4. 26	明治 24. 1. 21
2	興津景章	〃 24. 1. 22	〃 28. 5. 13	2	下田耕造	〃 24. 1. 22	〃 31. 2. 22
3	河原惟親	〃 28. 5. 14	〃 31. 5. 22				
4	吉永為己	〃 31. 5. 23	〃 36. 2. 5	3	片山甚十郎	〃 31. 5. 23	〃 32. 2. 7
5	山田珠一	〃 36. 2. 6	〃 37. 4. 30	4	林定男	〃 32. 2. 8	〃 36. 2. 5
				5	出田彦太郎	〃 36. 2. 6	〃 36. 2. 11
6	吉永為己	〃 37. 5. 27	大正 2. 4. 30	6	園部交雅	〃 36. 2. 12	〃 36. 5. 11
				7	板垣正軌	〃 36. 5. 12	〃 37. 2. 12
7	林千八	大正 2. 5. 10	〃 6. 4. 30	8	有働格四郎	〃 37. 2. 13	〃 40. 11. 4
8	山隈康	〃 6. 5. 15	〃 10. 9. 30	9	板垣正軌	〃 40. 11. 14	〃 42. 1. 27
9	迫源次郎	〃 10. 10. 14	〃 14. 9. 30	10	河田巖	〃 42. 1. 28	大正 2. 4. 30
10	山隈康	〃 14. 10. 12	昭和 9. 5. 7	11	井場熊喜	大正 2. 5. 10	〃 6. 4. 30
11	平野龍起	昭和 9. 5. 8	〃 17. 6. 14	12	峽謙斎	〃 6. 5. 15	〃 7. 3. 10
12	佐藤真佐男	〃 17. 7. 23	〃 22. 4. 29	13	藤野乱	〃 7. 3. 11	〃 10. 9. 30
13	佐藤真佐男	〃 22. 6. 9	〃 23. 4. 7	14	水上誠規	〃 10. 10. 14	〃 14. 9. 30
14	大塚勇次郎	〃 23. 6. 5	〃 26. 4. 29	15	河田巖	〃 14. 10. 12	昭和 4. 9. 30
15	大塚勇次郎	〃 26. 5. 15	〃 30. 4. 30	16	平野龍起	昭和 4. 10. 12	〃 9. 5. 7
16	兼坂安次	〃 30. 5. 21	〃 34. 4. 8	17	橋本寿七	〃 9. 5. 8	〃 17. 5. 20
17	打出信行	〃 34. 6. 12	〃 36. 3. 24	18	西郷一恵	〃 17. 6. 11	〃 22. 4. 29
18	寸坂幸夫	〃 36. 3. 24	〃 38. 4. 30	19	大塚勇次郎	〃 22. 6. 9	〃 23. 6. 5
19	阿部次郎	〃 38. 5. 18	〃 40. 3. 18	20	加川恒次	〃 23. 6. 5	〃 26. 4. 29
20	井上常八	〃 40. 3. 18	〃 40. 12. 7	21	北利民	〃 26. 5. 15	〃 28. 9. 5
21	石井辰雄	〃 41. 7. 4	〃 42. 4. 30	22	上野勉	〃 28. 9. 25	〃 30. 4. 30
22	阿部次郎	〃 42. 5. 20	〃 43. 7. 3	23	森光吉	〃 30. 5. 21	〃 32. 12. 28
23	坂梨日露	〃 43. 7. 13	〃 45. 12. 4	24	吉村貞次	〃 34. 6. 12	〃 35. 3. 21
24	黒田弥一郎	〃 45. 12. 4	〃 46. 4. 30	25	坂梨日露	〃 35. 3. 21	〃 37. 7. 9
25	落水清	〃 46. 5. 20	〃 48. 6. 6	26	吉村貞次	〃 37. 7. 9	〃 38. 4. 30
26	古川国雄	〃 48. 6. 6	〃 50. 4. 30	27	石井辰雄	〃 38. 5. 18	〃 41. 7. 4
27	紫垣正良	〃 50. 5. 16	〃 52. 6. 4	28	吉村貞次	〃 41. 7. 4	〃 42. 4. 30
28	上田堅太	〃 52. 6. 4	〃 54. 4. 30	29	佐藤寿子	〃 42. 5. 20	〃 44. 3. 24
29	島永慶孝	〃 54. 5. 14	〃 56. 12. 8	30	古川国雄	〃 44. 3. 25	〃 44. 6. 28
30	藤山増美	〃 56. 12. 8	〃 58. 4. 30	31	岩尾恵	〃 44. 9. 13	〃 46. 4. 30
31	宮原光男	〃 58. 5. 18	〃 60. 9. 6	32	阪本富昇	〃 46. 5. 20	〃 48. 6. 6
32	大石文夫	〃 60. 9. 6	〃 61. 12. 15	33	荒木昇	〃 48. 6. 6	〃 50. 4. 30
33	内田幸吉	〃 61. 12. 15	〃 62. 4. 3	34	藤山増美	〃 50. 5. 16	〃 52. 6. 4
34	西村建治	〃 62. 5. 22	〃 63. 12. 16	35	矢野昭三	〃 52. 6. 4	〃 54. 4. 30
35	村上春生	〃 63. 12. 16	平成 2. 3. 26	36	上妻重蔵	〃 54. 5. 14	〃 56. 12. 8
36	矢野昭三	平成 2. 3. 26	〃 3. 4. 30	37	田尻武男	〃 56. 12. 8	〃 58. 4. 30
37	嶋田幾雄	〃 3. 5. 17	〃 5. 12. 3	38	白石正義	〃 58. 5. 18	〃 60. 9. 6
38	中村徳生	〃 5. 12. 3	〃 7. 4. 30	39	北口政	〃 60. 9. 6	〃 61. 12. 15
39	荒木哲美	〃 7. 5. 19	〃 9. 3. 27	40	吉村	〃 61. 12. 15	〃 62. 4. 3
40	主海偉佐	〃 9. 3. 27	〃 11. 4. 30	41	竹本	〃 62. 5. 22	〃 63. 12. 16
41	江藤正行	〃 11. 5. 21	〃 13. 6. 8	42	村上裕人	〃 63. 12. 16	平成 2. 3. 26
42	白石正	〃 13. 6. 8	〃 14. 6. 18	43	佐藤公平	平成 2. 3. 26	〃 3. 4. 30
43	宮原政一	〃 14. 6. 18	〃 15. 4. 30	44	西田統	〃 3. 5. 17	〃 5. 12. 3
44	落水清弘	〃 15. 5. 23	〃 16. 9. 7	45	伊形寛治	〃 5. 12. 3	〃 7. 4. 30
45	古川泰三	〃 16. 9. 7	在任中	46	宮原正一	〃 7. 5. 19	〃 9. 3. 27
				47	中沢誠	〃 9. 3. 27	〃 11. 4. 30
				48	鈴木昌彦	〃 11. 5. 21	〃 13. 6. 8
				49	岡田健士	〃 13. 6. 8	〃 14. 6. 18
				50	奥田光弘	〃 14. 6. 18	〃 15. 4. 30
				51	竹原孝昭	〃 15. 5. 23	〃 16. 9. 7
				52	家入安弘	〃 16. 9. 7	在任中

3 議 会 構 成

(平17.8.1現在)

(1) 議 員 数

法 定 上 限 数 56人

定 数 52人 (平成12年3月30日議決)

(2) 年 齢 別

年齢	会派	自民党	市民連合	公明党	市民ク	共産党	改 革	自 由 ク	真 政 ク	一歩の会	計
25 ～ 30											
31 ～ 40		1					1				2
41 ～ 50		1	1		2	1	1	1	1		8
51 ～ 60		8	7	6	3	2	1			1	27
61 ～ 70		6	2	1	2						11
71 以上		3									3
計		19	10	7	7	3	3	1	1	1	52
平均年齢		61	57	54	56	53	46	47	46	51	56

議
会

(3) 当 選 回 数 別

当選回数	会派	自民党	市民連合	公明党	市民ク	共産党	改 革	自 由 ク	真 政 ク	一歩の会	計
1		4	1	1	1		3		1	1	12
2		1	1	2		1					5
3		2	2	1	2	1					8
4		4	6	1	2			1			14
5		1		2	1	1					5
6		3			1						4
7											0
8		1									1
9											0
10		3									3
計		19	10	7	7	3	3	1	1	1	52

4 常任委員会

(平17.8.1現在)

名 称 (定数)	正・副委員長	委 員	所 管 事 項
総務委員会 (9)	(正)坂田 誠二 (副)中松 健児	家入 安弘 江藤 正行 三島 良之 宮原 政一 上野美恵子 西 泰史 北口 和皇	市長室、総務局、企画財政局、会計室、消防 選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の所管 に属する事項、他の常任委員会の所管に属しな 事項
教育市民委員会 (9)	(正)東 すみよ (副)日和田よし	古川 泰三 上村 恵一 澤田 昌作 嶋田 幾雄 倉重 徹 鈴木 昌彦 廣瀬 賜代	市民生活局、教育委員会の所管に属する事項
保健福祉委員会 (9)	(正)鈴木 弘 (副)東 美千子	田尻 善裕 矢野 昭三 滴永 寿博 益田 牧子 下川 孝昭 磯道 文徳 竹原 孝昭	健康福祉局、市民病院の所管に属する事項
環境水道委員会 (8)	(正)田辺 正信 (副)齊 藤 聡	高島 和男 田尻 将博 有馬 純法 主海 偉雄 鷺山 雲史 佐史 税所 史熙	環境保全局、水道局の所管に属する事項
経済交通委員会 (8)	(正)田中 誠一 (副)津田 征士郎	白河部貞志 島田 俊六 佐々木俊和 島 永 慶孝 落水 清弘 田尻 清輝	経済振興局、農業委員会、交通局の所管に属す 事項
建設委員会 (9)	(正)藤山 英美 (副)藤岡 照代	大石 浩文 大江 政久 村上 博文 荒木 哲美 重松 孝文 紫垣 正良 牛嶋 弘	都市整備局、建設局の所管に属する事項

5 議会運営委員会

(平17.8.1現在)

名 称 (定数)	正・副委員長	委 員
議会運営委員会 (13)	(正)牛嶋 弘 (副)佐々木俊和	白河部貞志 田尻 清輝 津田征士郎 江藤 正行 下川 寛 主海 偉雄 田辺 正信 益田 牧子 鈴木 弘 磯道 文徳 税所 史熙

6 特別委員会

(平17.8.1現在)

名 称 (定数)	正・副委員長	委 員	設 置 目 的	設置年月日
政令指定都市 実現に関する 特別委員会 (13)	(正)島 永 慶孝一 (副)田 中 誠一	有馬 純夫 上村 恵一 齊藤 聡文 江藤 正行 重松 孝文 荒木 哲美 田辺 正信 嶋田 幾雄 鈴木 弘 鈴木 昌彦 大江 政久	政令指定都市実現に向けた対策の 推進に関する調査	平15.5.23
総合的都市 活性化に関する 特別委員会 (13)	(正)主海 偉雄 (副)島田 俊六	澤田 昌作 牛嶋 弘 田尻 善裕 北口 和皇 廣瀬 賜代 田尻 将博 上野美恵子 紫垣 正良 坂田中松 健児 宮原 政一	新幹線整備、都市及び経済活性化 並びに雇用促進のための総合的な 対策に関する調査	平15.5.23
少子高齢社会 に関する 特別委員会 (13)	(正)西 泰史 (副)東 すみよ	高島 和男 東 美千子 大石 浩文 村上 博 倉重 徹 藤山 英美 滴永 寿博 矢野 昭三 三島 良法 磯道 文徳 鷺山 法雲	少子化並びに高齢社会に対応する 施策に関する調査	平15.5.23
地方自治の推進 に関する 調査特別委員会 (13)	(正)紫垣 正良 (副)鈴木 弘	大石 浩文 竹原 孝昭 齊藤 聡文 落水 清弘 上野美恵子 田尻 清輝 下川 寛 嶋田 幾雄 佐々木俊和 磯道 文徳 田辺 正信	熊本市における地方自治推進のあ り方に関する調査	平17.3.23

7 各種委員

(平17.8.1現在)

名 称	議員数	任 期	委 員 名
監 査 委 員	2	議員の任期中	嶋 田 幾 雄 磯 道 文 徳
農 業 委 員	4	3年	東 す み よ 鈴 木 弘 江 藤 正 行 島 永 慶 孝
都 市 計 画 審 議 会 委 員	8	議員の任期中	村 上 博 下 川 寛 牛 嶋 弘 田 尻 清 輝 田 尻 将 博 矢 野 昭 三 益 田 牧 子 西 泰 史
町 界 町 名 審 議 会 委 員	9	2年	家 入 安 弘 倉 重 徹 満 永 寿 博 三 島 良 之 鷺 山 法 雲 田 辺 正 信 島 田 俊 六 鈴 木 昌 彦 宮 原 政 一
市 民 会 館 運 営 委 員 会 委 員	3	2年	古 川 泰 三 日 和 田 よ し こ 田 辺 正 信
青 少 年 問 題 協 議 会 委 員	4	議員の任期中	澤 田 昌 作 高 島 和 男 藤 岡 照 代 東 す み よ
勤 労 青 少 年 ホ ー ム 運 営 委 員	2	2年	澤 田 昌 作 北 口 和 皇
ホ テ ル 等 建 築 審 査 会 委 員	2	2年	白 河 部 貞 志 満 永 寿 博
産 業 文 化 会 館 運 営 協 議 会 委 員	2	2年	重 松 孝 文 島 永 慶 孝
財 団 法 人 熊 本 県 武 道 振 興 会 理 事	2	2年	田 尻 善 裕 齊 藤 聰
ス ポ ー ツ 振 興 審 議 会 委 員	4	2年	田 中 誠 一 佐 々 木 俊 和 島 田 俊 六 主 海 偉 佐 雄
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員	3	2年	坂 田 誠 二 上 村 恵 一 江 藤 正 行
環 境 審 議 会 委 員	3	2年	齊 藤 聰 鈴 木 弘 大 江 政 久
総 合 女 性 セ ン タ ー 運 営 協 議 会 委 員	4	2年	有 馬 純 夫 上 野 美 恵 子 東 美 千 子 竹 原 孝 昭
熊 本 市 社 会 福 祉 審 議 会 委 員 (民生委員審査専門分科会所属)	1	3年	税 所 史 照

議会

8 報酬及び期末手当

区 分	現行報酬月額	施行年月日	改正前報酬月額	施行年月日	議員期末手当
議 長	822,000円	平16.4.1	831,000円	平15.4.1	6月 145/100
副 議 長	749,000円		757,000円		12月 155/100
議 員	678,000円		685,000円		3月 30/100

9 議会活動状況

(1) 本会議開催状況

(平成16年)

区 分 会 議	会 期	本会議 日 数	会議時間数	傍 聴 人 員		
				男	女	計
第1回定例会	3.5 ～ 3.26 (22日間)	8日	23時間37分	321	163	484
第2回定例会	6.7 ～ 6.18 (12日間)	5日	11時間16分	284	108	392
第3回定例会	9.7 ～ 9.22 (16日間)	7日	20時間40分	392	214	606
第4回定例会	12.6 ～ 12.20 (15日間)	7日	20時間08分	236	220	456
計	(65日間)	27日	75時間41分	1,233	705	1,938

(2) 本会議審議状況

(平成16年)

議案等 議会別		市 長 提 出 議 案								議員提出議案					そ の 他									
		条 例	予 算	決 算	契 約 締 結	財 産 取 得 処 分	専 決 処 分	公 務 員 任 命	そ の 他	計	条 例	会 議 規 則	意 見 書	決 議	懲 罰	計	動 議	請 求	諮 問	請 願	質 問	選 挙	調 査	議 員 派 遣
第1回定例会		38	41		1	1	1	3	15	100	1		12			13			2	5	10			
第2回定例会		6	3			1	5	1	57	73			7			7			1	2	5			
第3回定例会		7	4	5	2		1	3	24	46			6			6	2	1	3	3	10	2		
第4回定例会		7	1			1	7		18	34			8			8			2	2	10			1
計		58	49	5	3	3	14	7	114	253	1		33			34	2	1	8	12	35	2		1
審 議 結 果	可 決	57	48		3	3			114	225	1		27			28	2							1
	修正可決		1							1														
	否 決	1								1			6			6								
	承 認						14			14														
	同 意							7		7														
	同意しない																							
	認 定			5						5														
	異議がない																		8					
	採 択																				1			
	不 採 択																				11			
	継続審査																							
	審査未了																							
	撤 回																							
了 承																								
許 可																		1						

(3) 委員会審査状況

(平成16年)

区 分 委員会別	開 催 日 数	市 長 提 出 議 案							議 員 提 出 議 案				
		条 例	予 算	契 約	財 産 取 得	専 決 処 分	そ の 他	計	条 例	請 願	陳 情	そ の 他	計
総 務	16(7)	23	6			5	4	38		4	8		12
教 育 市 民	7(1)	16	7			3	4	30		1	8		9
保 健 福 祉	13(5)	7	20		1	4		32		5	22		27
環 境 水 道	8(2)	2	6		1	2		11			1		1
経 済 交 通	7(1)	9	15		1	4		29		1	4		5
建 設	7(0)	2	20	3		2	106	133			13		13
議会運営委員会	12(8)								1	1			2
政令指定都市実現 に 関 す る 特 別 委 員 会	1(1)												
総合的都市活性化 に 関 す る 特 別 委 員 会	3(3)												
少子高齢社会 に 関 す る 特 別 委 員 会	2(2)												
平成15年度一般 並びに特別会計 決算特別委員会	10(9)						1	1					
平成15年度公営 企業会計決算 特 別 委 員 会	4(3)						4	4					
計	90(42)	59	74	3	3	20	119	278	1	12	56		69

※開催日数の()内は定例会(臨時会)閉会中の委員会開催分(再掲)

※委員会の傍聴については、平成13年第4回定例会より、テレビモニターによる公開を実施している。

議会

10 議会事務局

(1) 事務分掌

総務課

- ① 公印の保管に関すること。
- ② 文書の発受及び整理、保存に関すること。
- ③ 秘書及び渉外に関すること。
- ④ 予算及び決算に関すること。
- ⑤ 議員の身分、辞職及び補欠に関すること。
- ⑥ 議員の報酬、費用弁償及びその他の給与に関すること。
- ⑦ 議員共済会に関すること。
- ⑧ 職員の人事厚生及び服務に関すること。
- ⑨ 職員の給料、旅費及びその他の給与に関すること。
- ⑩ 儀式及び交際に関すること。
- ⑪ 議長会及び局長会等に関すること。
- ⑫ 議会関係規程の制定及び改廃に関すること。
- ⑬ 議場その他議会関係各室の管理に関すること。
- ⑭ 物品の出納、保管に関すること。
- ⑮ 乗用自動車に関すること。
- ⑯ 他の課の所管に属しないこと。

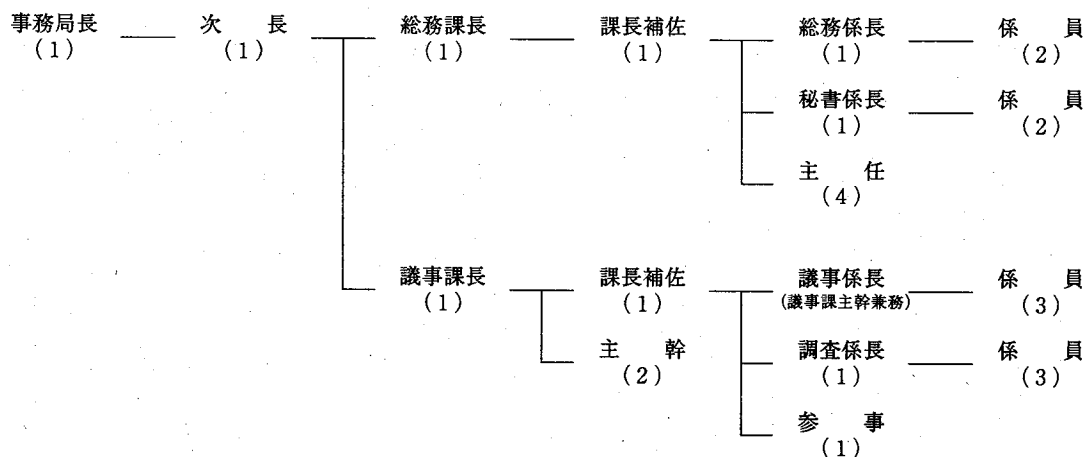
議事課

- ① 本会議に関すること。
- ② 議案その他会議に関する文書に関すること。
- ③ 請願書及び陳情書に関すること。
- ④ 委員会に関すること。
- ⑤ 公聴会に関すること。
- ⑥ 行政調査に関すること。
- ⑦ 資料の収集整理及び保管に関すること。
- ⑧ 図書室に関すること。
- ⑨ 速記に関すること。
- ⑩ 会議録の編集に関すること。
- ⑪ その他議事運営に関すること。

(2) 組織図（平成17年8月1日現在）

定 数 28人

現員数 26人



(3) 議会刊行物

刊行物	区分	発行回数	1回当たり 発行部数(部)	規格	印刷方法	予算(円)	配 付 先
市 政 概 要		年1回	150	A4	PTO	1,950,000	議員、来訪議員
会 議 録		定例会ごと (臨時会を含む)	160	A4	オンデマンド	4,430,000 (速記委託料含む)	議員、執行部
委 員 会 会 議 録		定例会ごと	160	A4	オンデマンド	3,960,000	議員、執行部
市 議 会 例 規		4年に1回	80	A5	PTO	320,000	議員
同 上 追 録		年2回	80	A5	PTO	280,000	議員
意 見 書・決 議 集		4年に1回	100	A5	PTO	65,000	議員
予 算 関 係 資 料		年1回	270	A4	PTO	469,800	議員、執行部、来訪議員

(4) 議会図書室

ア 図書蔵書数

(平17.8.1現在)

分 類	蔵書数(冊)	分 類	蔵書数(冊)
0 総 記	263	5 工 学	32
1 哲 学	21	6 産 業	55
2 歴 史	634	7 芸 術	48
3 社 会 科 学	1,859	8 語 学	158
4 自 然 科 学	39	9 文 学	23
合 計			3,132

イ 定期購入誌

自治研究、市政、ガバナンス、くまもと経済、地方行政、時事トップコンフィデンシャル、内外情勢資料

ウ 新 聞

朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、西日本新聞、熊本日日新聞、日本経済新聞

エ 図書購入予算

平成17年度 単行本 243千円

追録、雑誌等 1,290千円

(5) 視察来訪状況

月(年)別	来訪市数	来訪人員	月(年)別	来訪市数	来訪人員
平成16年1月	13	102	10月	19	159
2	24	212	11	32	280
3	2	14	12	1	7
4	7	52	平成16年合計	138	1,139
5	12	110	月平均	12	95
6	6	24	平成15年合計	89	718
7	15	126	14	150	1,238
8	5	40	13	124	866
9	2	13	12	159	1,163

議場見取図

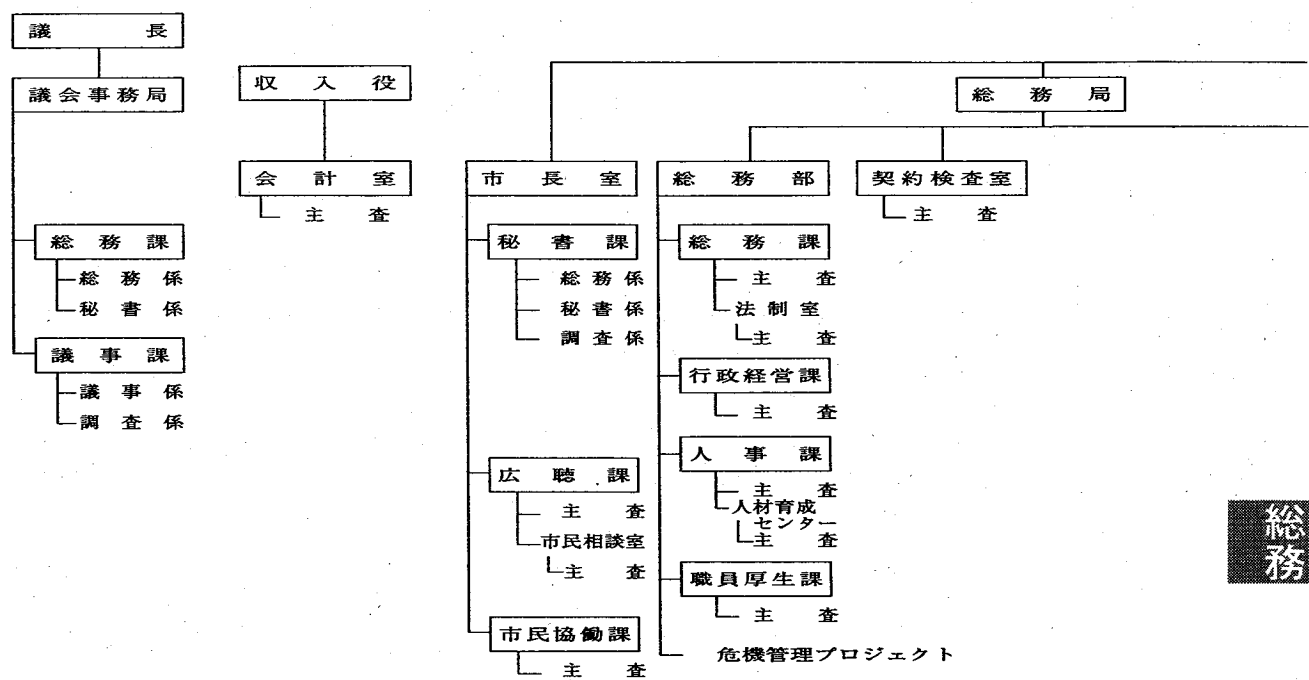
傍 聴 席 (固定席 112席 + 車椅子 15台程度)											
市 政 記 者 席											
41 43 44 45				46 47 48 49				50 51 52 53			
31 32 33				34 35 36 37				38 39 40			
21 22 23				24 25 26 27				28 29 30			
11 12 13				14 15 16 17				18 19 20			
1 2 3				4 5 6 7				8 9 10			
説明員席								説明員席			
				速記者席							
				演 壇							
				議長席 事務局長							

総務

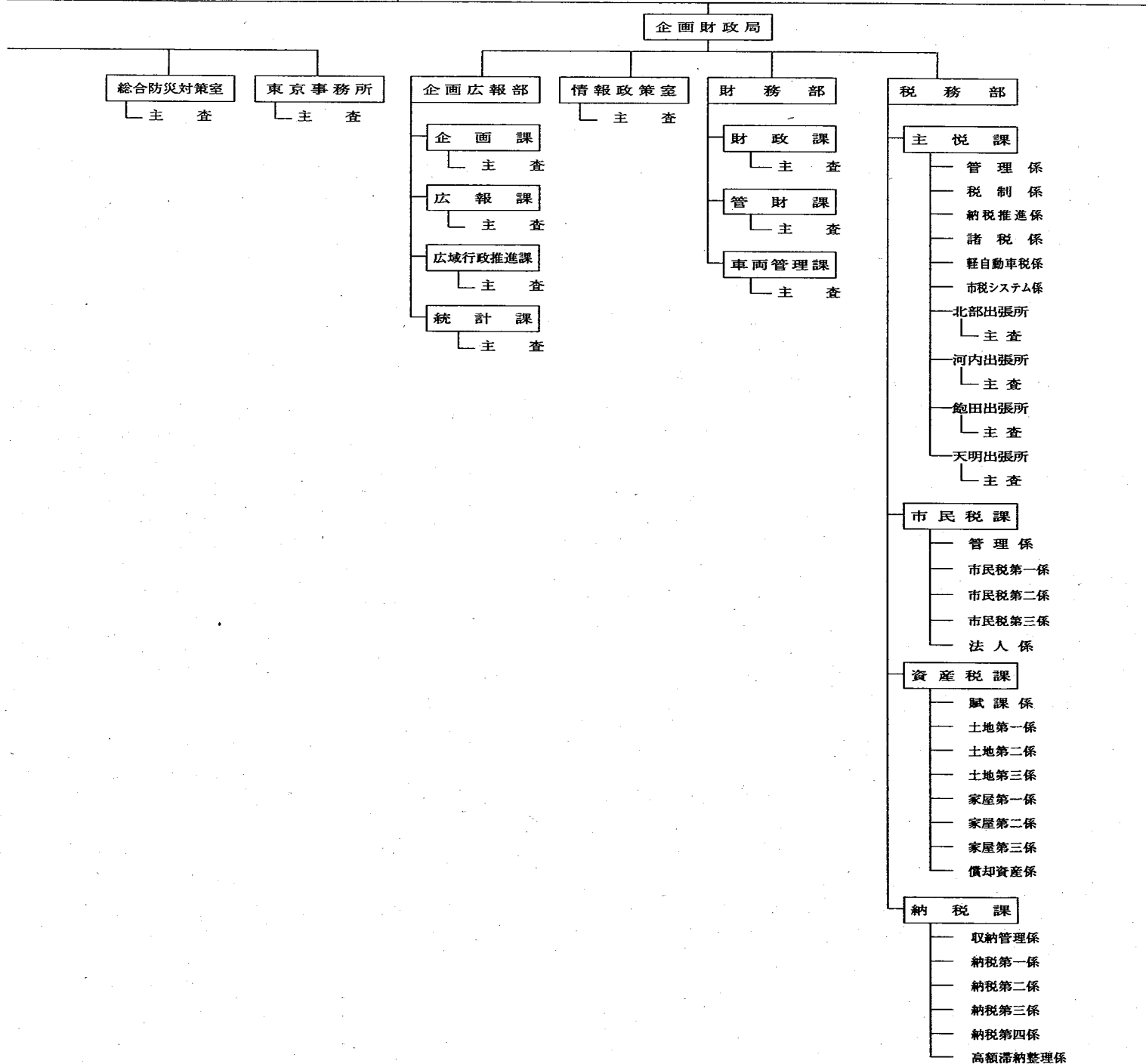
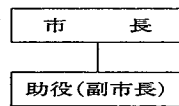
- 1 熊本市機構図
- 2 歴代市長
- 3 名誉市民
- 4 職員数
- 5 給与
- 6 職員研修
- 7 人事委員会
- 8 まちづくり戦略計画
- 9 行政改革
- 10 広報
- 11 広聴
- 12 市民協働
- 13 財政
- 14 市税
- 15 情報化推進
- 16 情報公開・個人情報保護・統計
- 17 総合防災
- 18 選挙
- 19 契約
- 20 土地開発基金
- 21 市庁舎概要

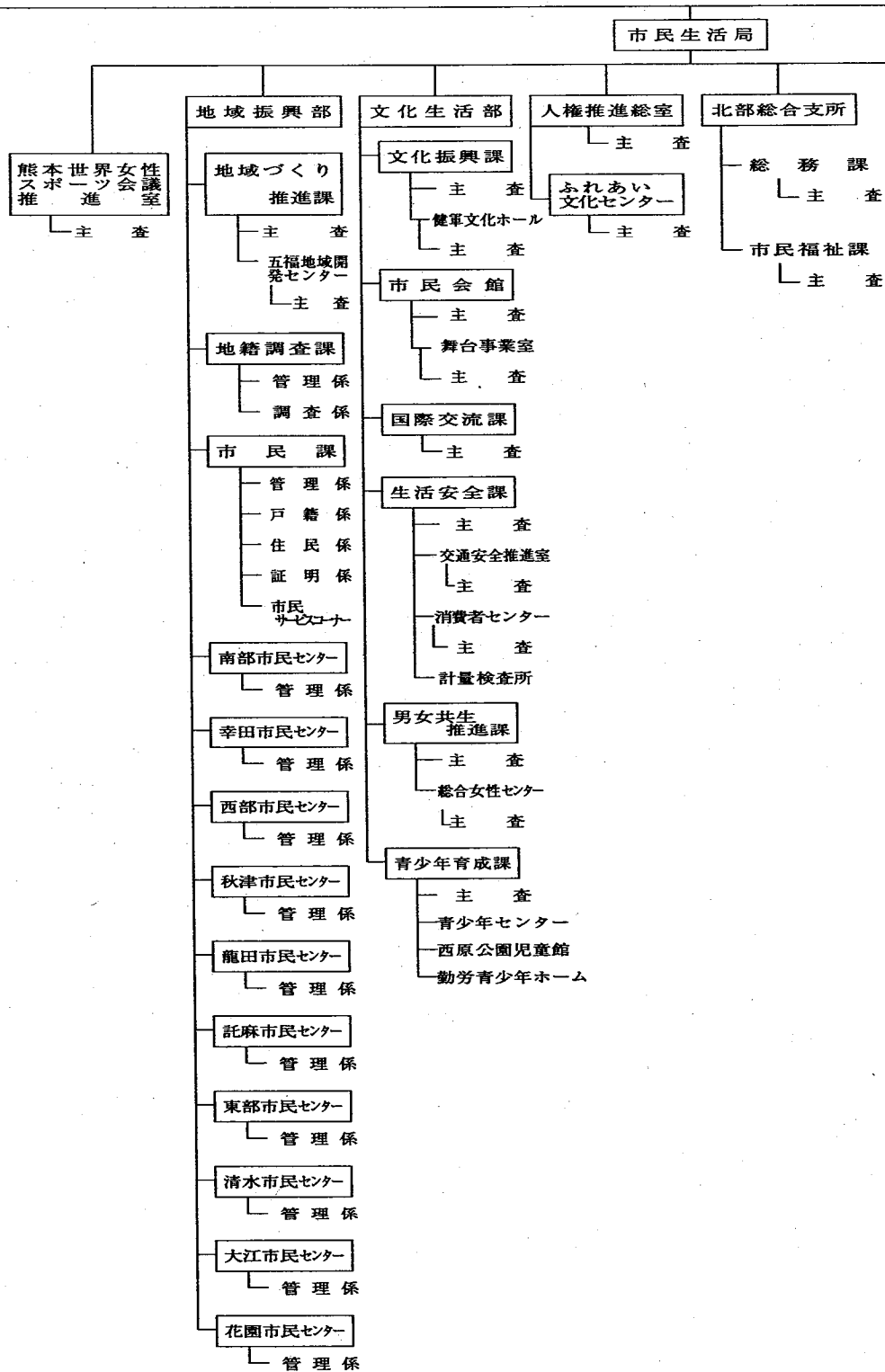
熊本市機構図

(平成17年4月1日現在)

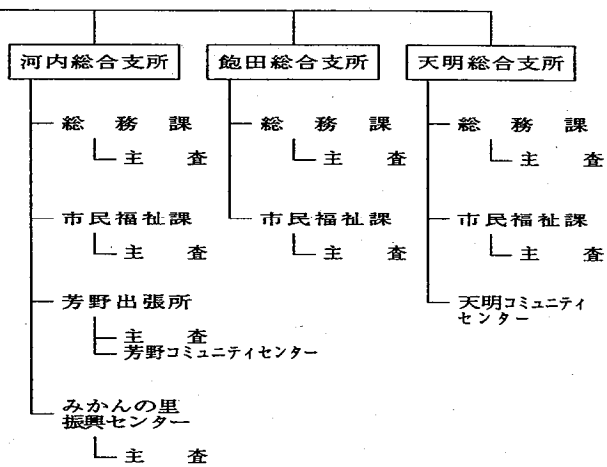


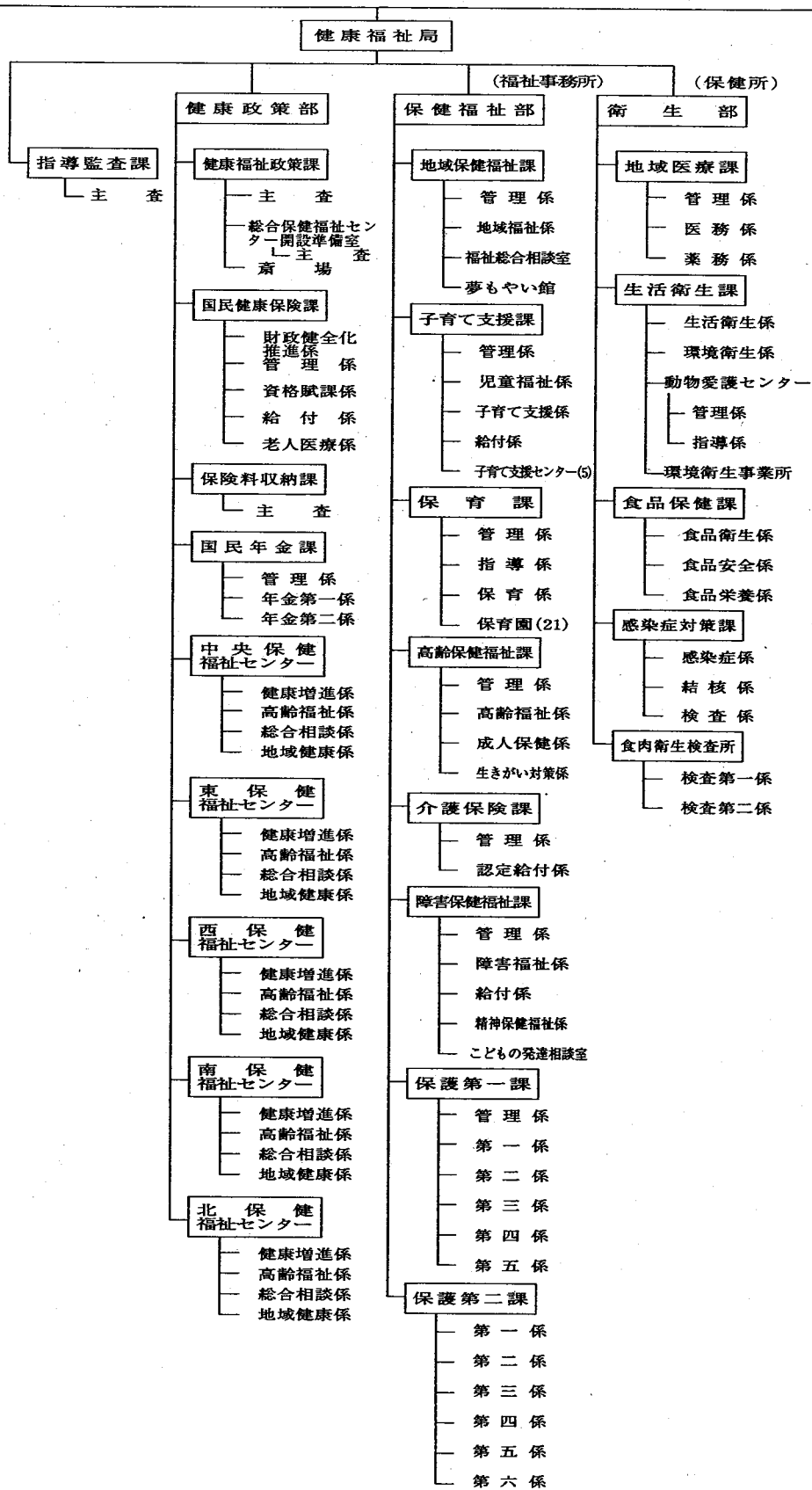
総務



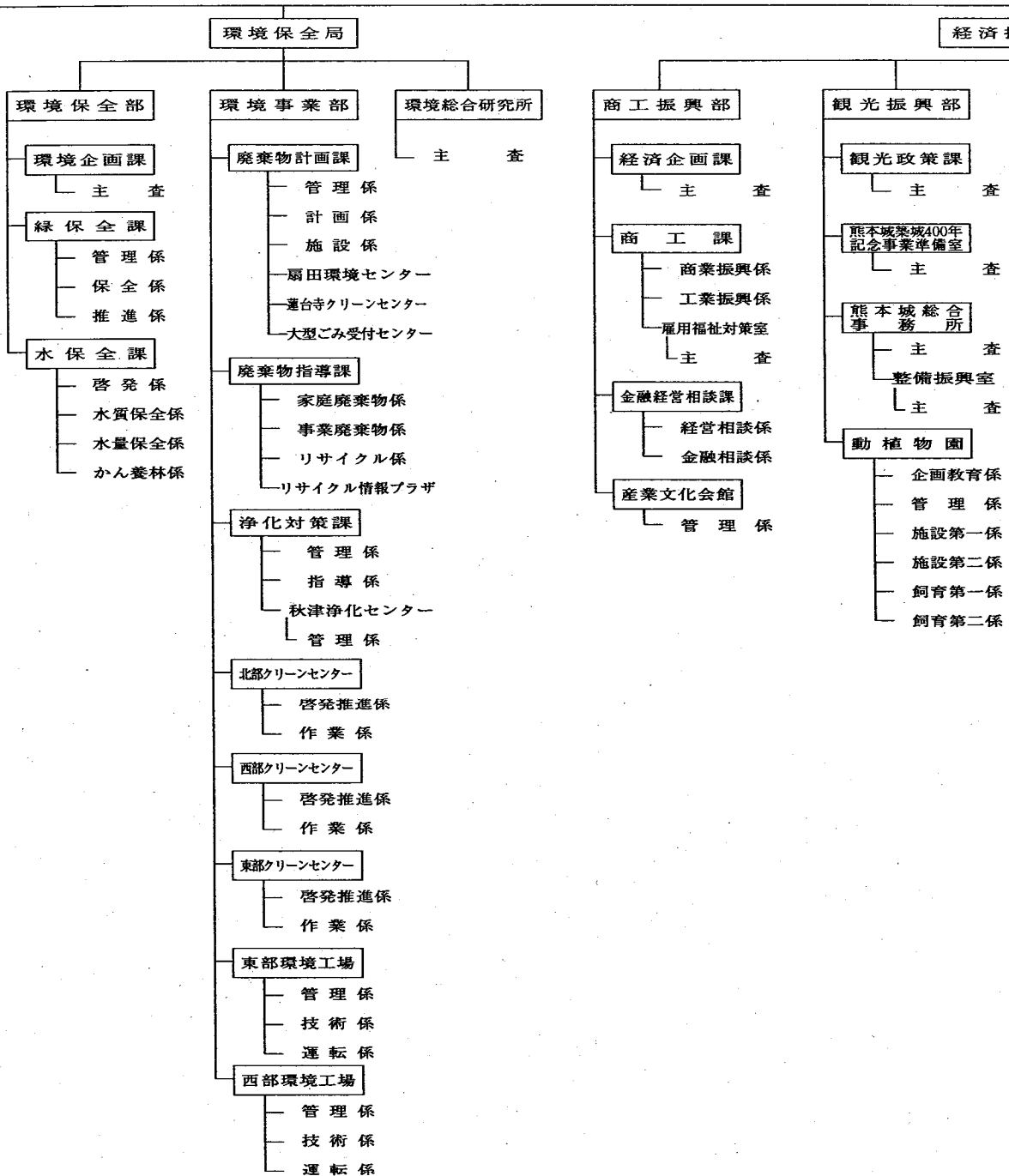


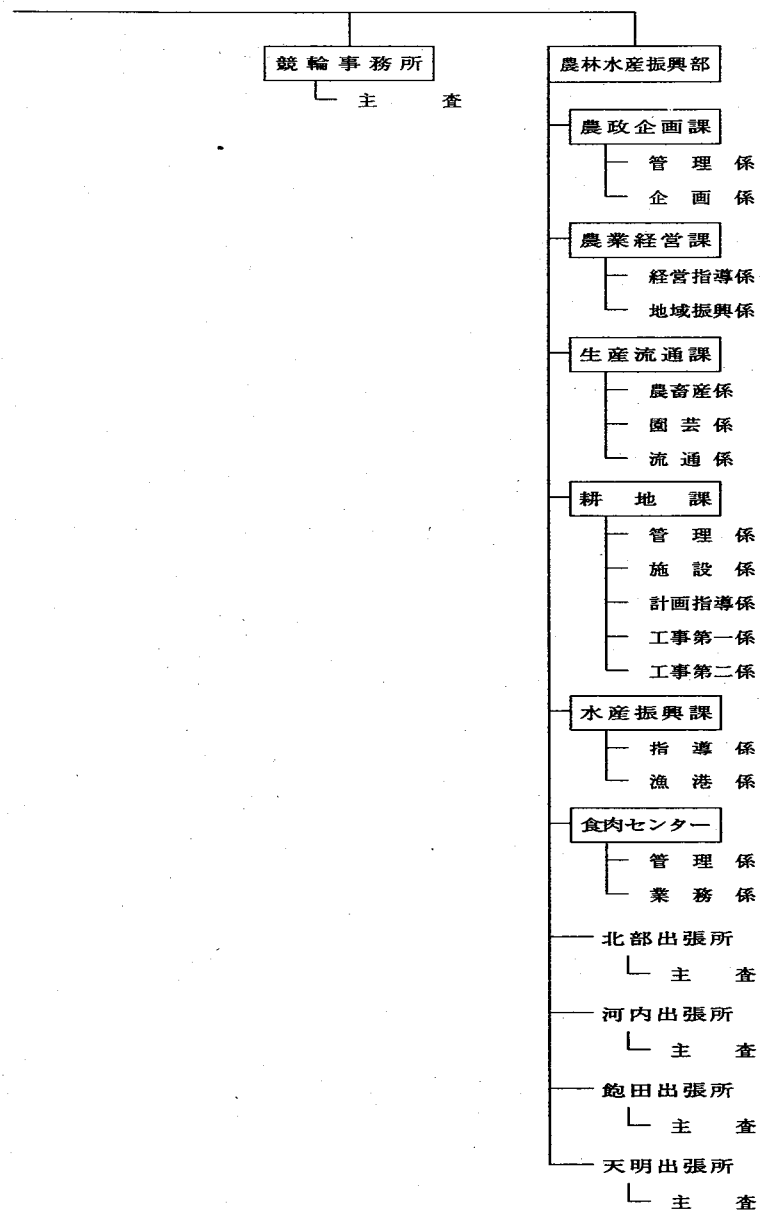
総務

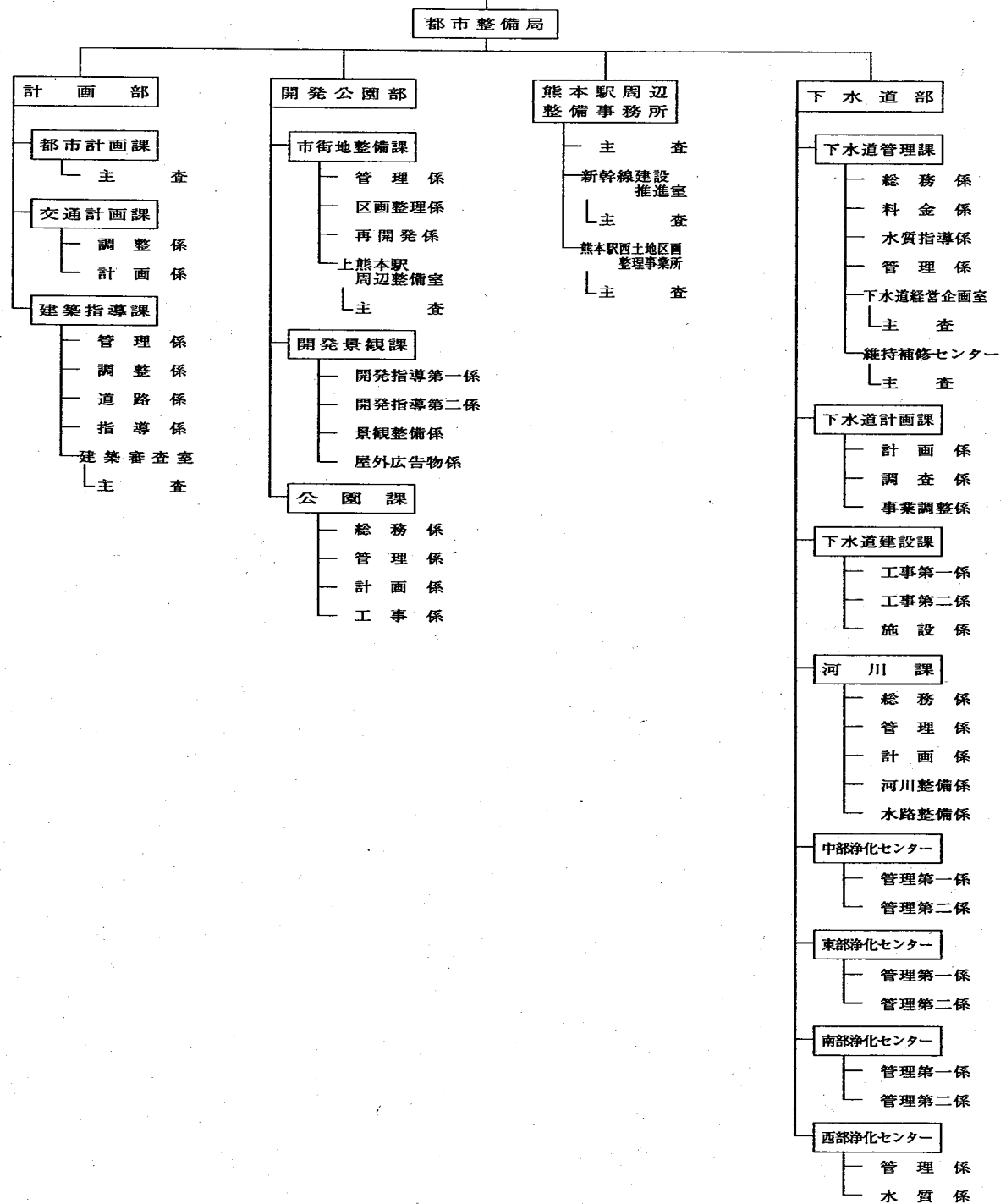


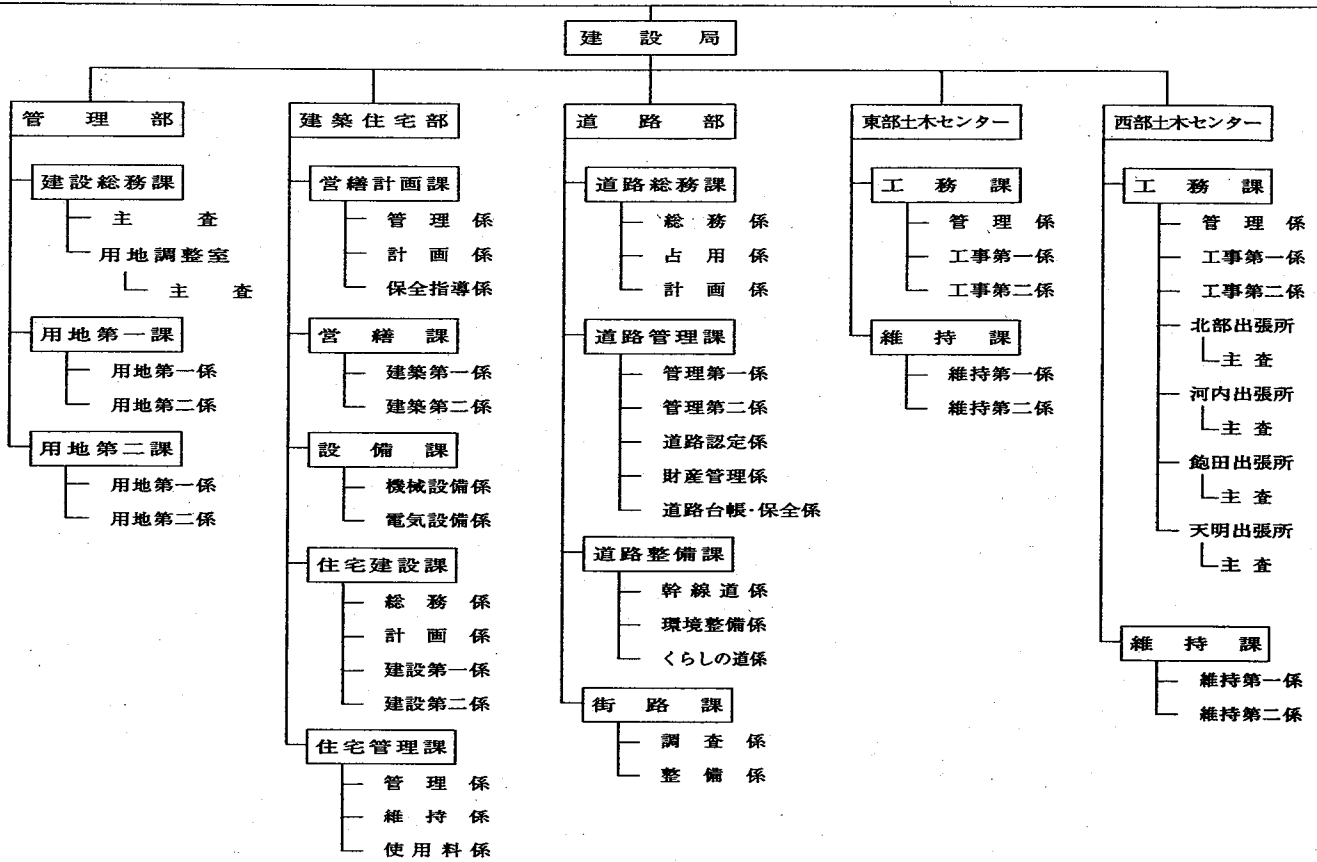


総務

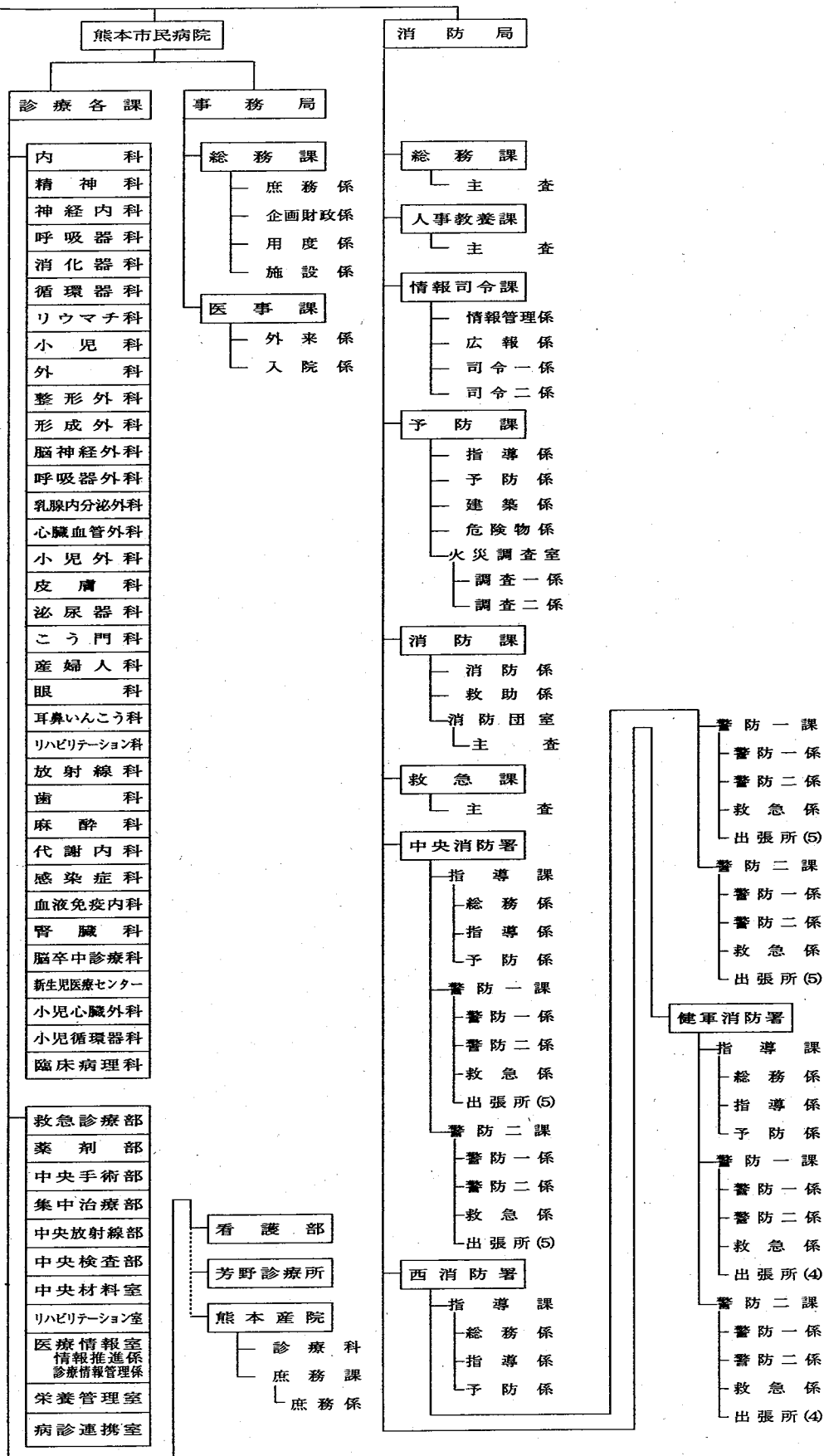


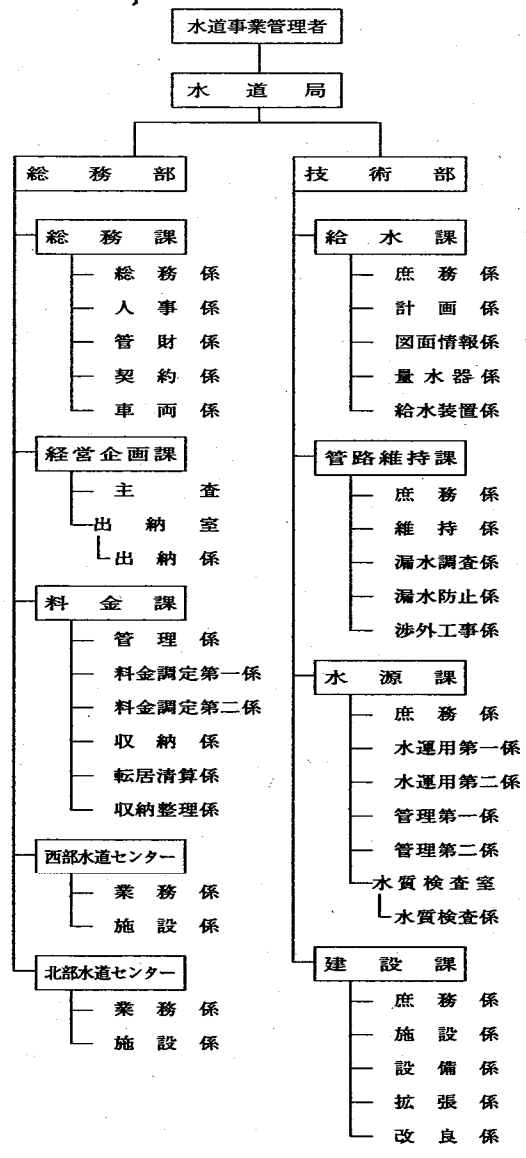
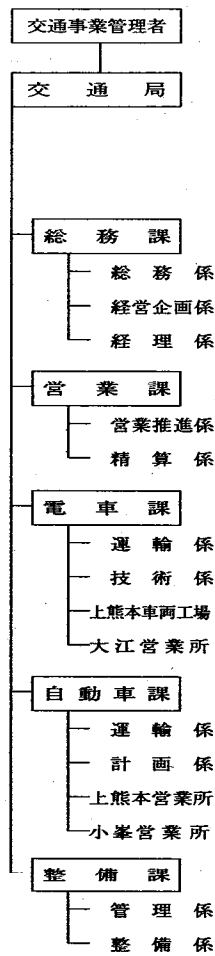




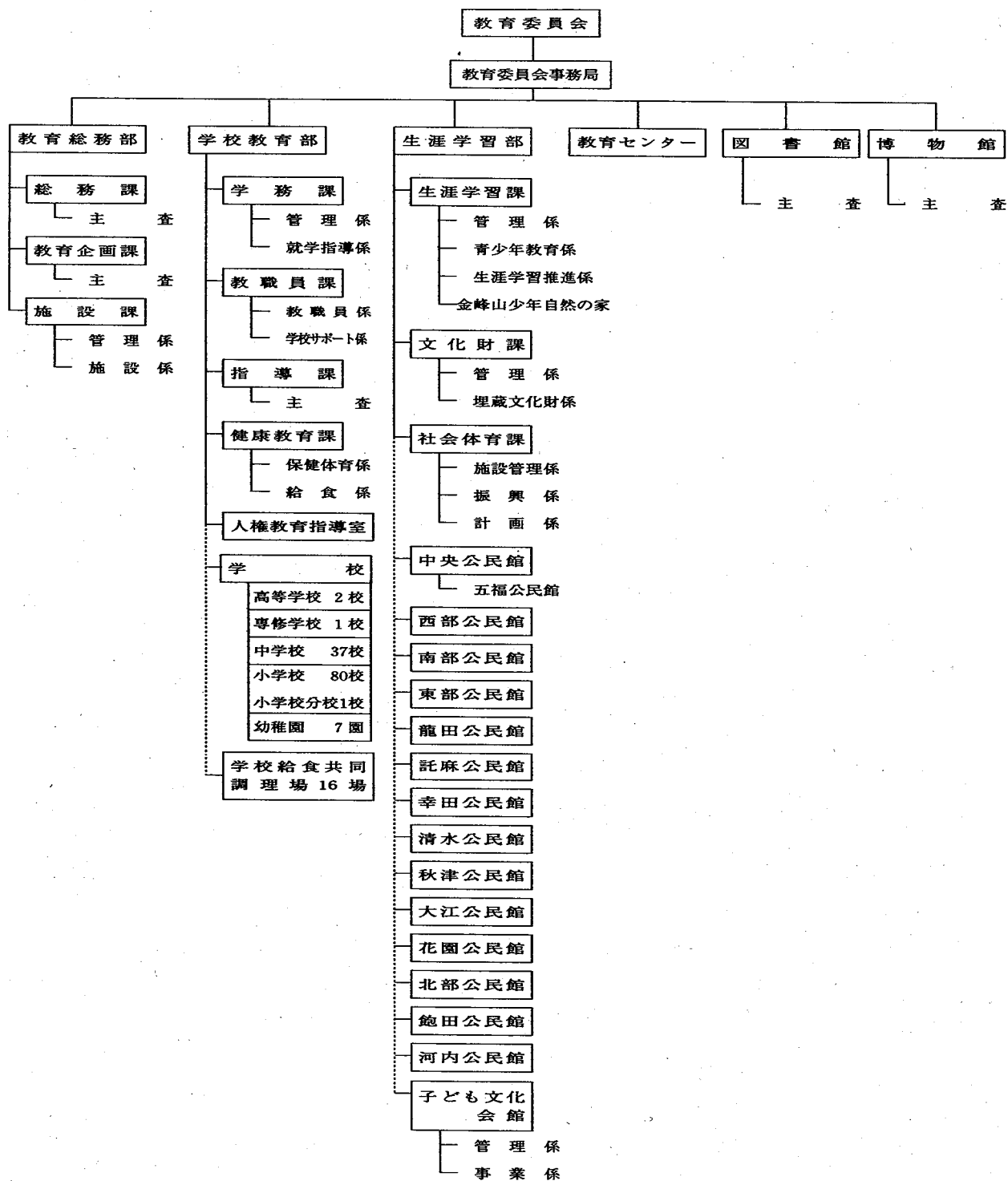


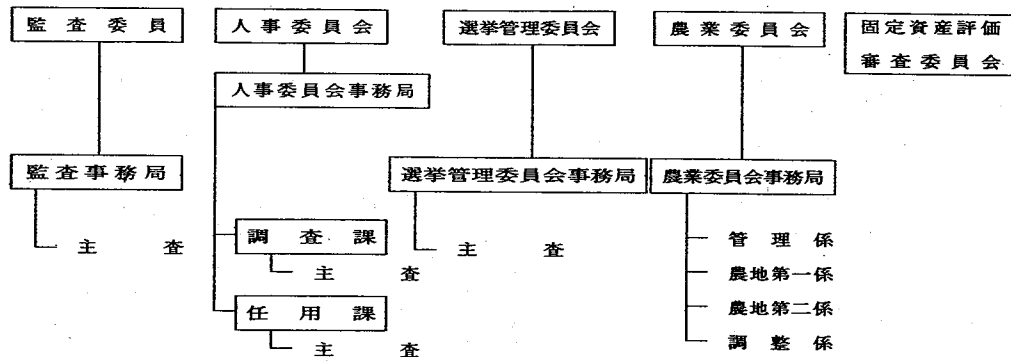
総務





総務





総務

2 歴代市長

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明22. 5. 6	明26. 7. 9	12	石坂 繁	昭20.10. 4	昭21. 3.11
2	松崎 為己	◇26. 9.15	◇30. 8. 2	13・14	福田 虎亀	◇21. 6.14	◇23. 2. 9
3	辛島 格	◇30. 9.13	大 2. 1.20	15	佐藤真佐男	◇23. 4. 7	◇27. 3. 7
4	山田 珠一	大 2. 4. 2	◇ 3.10.10	16	林田 正治	◇27. 3.20	◇31. 2.23
5	依田 昌兮	◇ 4. 1.14	◇ 6. 9. 3	17・18	坂口 主税	◇31. 3.16	◇38. 1. 4
6	佐柳 藤太	◇ 6.11.20	◇10.11.19	19・20	石坂 繁	◇38. 2.15	◇45.11.26
7	高橋 守雄	◇11. 1.19	◇14. 7.13	21～24	星子 敏雄	◇45.12.20	◇61.12. 6
8	辛島 知己	◇14. 9.14	昭 4. 7. 4	25・26	田尻 靖幹	◇61.12. 7	平 6.12. 6
9	山田 珠一	昭 5. 2. 5	◇ 9. 4.17	27・28	三角 保之	平 6.12. 7	◇14.12. 2
10	山隈 康	◇ 9. 5.14	◇17. 5.13	29	幸山 政史	◇14.12. 3	在 任 中
11	平野 龍起	◇17. 6.25	◇20. 8.10				

3 名 誉 市 民

(平17. 8. 1現在)

とくとみ いちろう そほう
徳富猪一郎（蘇峰）氏（昭和30年顕彰）

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。熊本在任中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その教育的影響が大であった。県近代文化功労者。勲二等瑞宝章、文化勲章受章するが戦後辞退。

昭和32年11月2日逝去（94歳）

なかはし もりお
高橋守雄氏（昭和30年顕彰）

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂（二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他）熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和32年5月6日逝去（74歳）

ほそかわ もりたつ
細川護立氏（昭和35年顕彰）

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲四等瑞宝章受章。

昭和45年11月18日逝去（87歳）

ふくだ いじゅ
福田令寿氏（昭和35年顕彰）

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和48年8月7日逝去（100歳）

うの てつと
宇野哲人氏（昭和44年顕彰）

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学究者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和49年2月19日逝去（98歳）

かなや まくじ なんぷう
堅山熊次（南風）氏（昭和44年顕彰）

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の薫りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和55年12月30日逝去（93歳）

後藤祐太郎（是山）氏（昭和54年顕彰）

明治19年6月8日生まれ。熊本における郷土史の研究や文化活動において多大の功績があった。俳句同人誌「東火」（昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去（99歳）

中村破魔子（汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去（88歳）

4 職 員 数

(平17.4.1現在)

区 分	定 数	現 員 数
市 長 事 務 部 局	4,113	3992
議 会 事 務 局	28	27
選挙管理委員会事務局	22	12
監 査 事 務 局	17	16
教育委員会事務局及び 学校その他の教育機関	1,040	810
人 事 委 員 会 事 務 局	16	14
消 防 局	631	622
農 業 委 員 会 事 務 局	27	21
交 通 局	499	380
水 道 局	407	354
計	6,800	6,248

総務

5 給 与

(1) 局別職員給料

(平17.4.1現在)

局 別 \ 区 分	給 料 月 額 (円)			平均年齢	平 均 勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	629,900	142,900	352,150	41歳 10月	18年 7月
議 会 事 務 局	546,700	202,500	368,711	42 〃 10 〃	19 〃 7 〃
選挙管理委員会事務局	500,900	264,800	392,142	46 〃 2 〃	25 〃 3 〃
監 査 事 務 局	515,900	284,600	394,025	45 〃 11 〃	22 〃 5 〃
教育委員会事務局	537,000	157,900	384,883	45 〃 6 〃	18 〃 2 〃
人事委員会事務局	526,600	223,200	378,079	43 〃 3 〃	20 〃 1 〃
消 防 局	520,500	152,700	344,733	40 〃 2 〃	19 〃 4 〃
農 業 委 員 会 事 務 局	511,200	264,800	404,490	47 〃 10 〃	24 〃 8 〃
交 通 局	515,900	142,900	308,545	41 〃 11 〃	14 〃 8 〃
水 道 局	546,700	142,900	357,448	42 〃 4 〃	20 〃 5 〃
全 体	629,900	142,900	353,793	42 〃 3 〃	18 〃 6 〃

(2) 初任給基準

(平17.4.1現在)

区 分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給		
					級	号給	金 額 (円)
一 般 職 員 給 料 表	一 般	正 規 の 試 験	上級職	1	10	174,100	
			初級職	1	4	142,900	
	保 育 士		短 大 卒	1	6	152,700	
	獣 医 師		新 大 6 卒	1	13	193,600	
	薬 剤 師		大 学 卒	1	10	174,100	
	栄 養 士		大 学 卒	1	10	174,100	
	保 健 師		短 大 卒	1	8	163,200	
			大 学 卒	1	10	174,100	
	助 産 師		短 大 3 卒	1	9	168,600	
			短 大 3 卒	1	8	163,200	
	看 護 師		短 大 2 卒	1	7	157,900	
			大 学 卒	1	9	168,600	
	診 療 放 射 線 技 師		短 大 3 卒	1	8	163,200	
			臨 床 検 査 技 師	短 大 2 卒	1	7	157,900
	歯 科 衛 生 士		新 高 4 卒	1	6	152,700	
			理 学 療 法 士	短 大 3 卒	1	8	163,200
	作 業 療 法 士	短 大 3 卒		1	8	163,200	
		視 能 訓 練 士	大 学 卒	1	9	168,600	
	臨 床 工 学 技 士		短 大 3 卒	1	8	163,200	
		学 芸 員	大 学 卒	1	10	174,100	
	そ の 他		大 学 卒	1	10	174,100	
短 大 卒		1	6	152,700			
高 校 卒		1	4	142,900			
中 学 卒		1	1	129,200			
消給防料表 消防職員	上 級 消 防 職	正 規 の 試 験	上級職	1	9	186,300	
	初 級 消 防 職		初級職	1	3	152,700	
医職給料表 医療員	医 歯 科 医 師			博 士 課 程 修 了	1	8	323,100
				新 大 6 卒	1	2	235,900
教育職給料表 (一)	博 士 課 程 修 了			2	9	254,400	
	修 士 課 程 修 了			2	5	212,400	
	大 学 卒			2	2	191,100	
	短 大 卒			1	4	160,800	
	講 養 護 助 教 師 論 論 手			大 学 卒	1	7	187,700
				短 大 卒	1	4	160,800
				高 校 卒	1	2	147,400
教育職給料表 (二)	教 諭			博 士 課 程 修 了	2	12	254,400
				修 士 課 程 修 了	2	8	212,400
				大 学 卒	2	5	191,100
				短 大 卒	2	2	162,900
	講 助 教 師 論			大 学 卒	1	7	187,700
				短 大 卒	1	4	160,800
				高 校 卒	1	2	147,400

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額 (円)	適用年月日	改正前給料月額 (円)	適用年月日
市 長	1,143,000	平16.4.1	1,155,000	平15.4.1
副市長(助役)	892,000	〃	902,000	〃
収入役	801,000	〃	810,000	〃
常勤監査委員	695,000	〃	702,000	〃
企業管理者	707,000	〃	714,000	〃
教育長	707,000	〃	714,000	〃

区 分		現行報酬額 (円)	適用年月日	改正前報酬額 (円)	適用年月日
教育委員会	委 員 長	月 額 144,000	平16.4.1	146,000	平10.4.1
	委 員	月 額 88,000	〃	89,000	〃
監査委員	識見を有する者のうちから選任された監査委員(非常勤)	月 額 137,000	〃	139,000	〃
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額 71,000	〃	72,000	〃
人事委員会	委 員 長	月 額 165,000	〃	167,000	〃
	委 員	月 額 139,000	〃	140,000	〃
選挙管理委員会	委 員 長	月 額 90,000	〃	92,000	〃
	委 員	月 額 59,000	〃	60,000	〃
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 10,000	平4.1.1	7,000	昭61.4.1
	投票管理者(期日前投票所の投票管理者を除く)及び開票管理者	1回につき13,000	平10.6.1	11,000	平4.4.1
選 挙 長		1回につき13,000	〃	11,000	〃
投票立会人(期日前投票所の投票立会人を除く)、開票立会人及び選挙立会人		1回につき12,000	〃	10,000	〃
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		1回につき12,000	平15.12.22		
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		1回につき10,000	平15.12.22		
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員		日 額 10,000	平4.1.1	7,000	昭61.4.1
農 業 委 員 会	会 長	月 額 90,000	平16.4.1	92,000	平10.4.1
	副会長、部会長及び副部会長	月 額 59,000	〃	60,000	〃
	部会の委員及びその他の委員	月 額 55,000	〃	56,000	〃
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員		上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬の額は、年額報酬にあつては300,000円、月額報酬にあつては250,000円、日額報酬にあつては10,000円、時間額報酬にあつては1,000円(医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあつては400,000円、月額報酬にあつては600,000円、日額報酬にあつては30,000円)を越えない範囲内で、条例及び規則で定める	平9.4.1	予算の範囲内において市長が定める額	昭63.4.1

総務

(4) 旅 費（熊本市職員等の旅費支給に関する条例（抜粋））

（平14.10.1施行）

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
1号	市長・助役・収入役	運賃の等級を2階級に区分する線路にあっては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあってはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金（特別車両料金にあっては、1号区分の適用を受ける者に限る。）	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあっては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあっては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあっては鉄道運賃と同じ。	円 3,300	円 16,500	円 3,300
2	企業管理者・常勤の監査委員・教育長・8級及び9級の職務にある者			2,600	13,100	2,600
3	1級から7級までの職務にある者			2,200	10,900	2,200

（注）

- 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。
- 2 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。
- 3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第3条第2項第1号に規定する一般職職員給料表による当該級の職務及び一般職職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

6 職 員 研 修

(1) 研修受講人員

区分	特別研修	基本研修	実務研修	内部講師養成研修	派遣研修	職場研修	自主研修	合 計
延人員	1,309	799	359	20	54	8,968	85	11,594

(2) 特別研修

研 修 名	対 象	回数	人員	日数	実施時期	内 容
政策形成能力養成研修	全 職 員	4 回	84 人	1~3 日	2 月	【P I 研修】 施策の立案や事業計画時における地域住民との情報交換、意識調査等の手法を学び、ファシリテート技能の修得を目指す。 【P F I 研修】 民間の経営能力及び技術能力を活用して、公共施設の建設・維持管理・運営知識・手法を修得することを目指す。
幹部職員セミナー	課長補佐級以上の職員	2	460	0.5	4・2	第1回「国の三位一体改革と地方財政の行方」 第2回「子育て支援のための管理職セミナー」
OJT指導者養成研修	ラインの管理者(局推薦)	2	42	2	9・10	職場責任者の重要性を理解するとともに、人材育成の責任者として、自らの役割を認識する。
救命救急講習	全 職 員	6	147	2h	7・11	来庁者に応急手当ができるよう、職員の危機管理意識の高揚及び市民サービスの向上を目指す。
不当要求行為等防止対策研修	係長級以上	4	618	0.5	1・2	暴力団等による行政機関に対する不当要求行為等を防止・排除し、職員の安全と事務事業の適性かつ円滑な執行を確保するために行政対象暴力に関する情報の提供と知識を修得する。

(3) 基本研修

研 修 名	対 象	回数	人員	日数	実施時期	内 容
新規採用職員研修	事務・技術・業務職等 保健師・看護師等	2 回	81 人	12 日	4・10	組織人 公務員としての使命を認識するとともに、業務遂行上の基本的共通知識・技能を修得し、市民の負託に応えられる職員を育成する。
事務・技術職 3 年目職員研修	採用後3年目の事務・技術職	2	31	9	5・10	
中堅職員研修	採用後3年目の事務・技術職	3	80	2	7	地方分権時代における本市職員の使命を認識するとともに、中堅職員としての視点から職場の課題を分析し、前例にとらわれない発想力と積極的な行動力を養う。
新任職員研修	吏員昇任後7年目の事務・技術職	9	180	2	8・9	多角的な視野を持ち、自己の立場と役割を踏まえ、前向きに自分自身をマネジメントできる職員を育成する。
新任作業長・主任研修	作業長・主任昇任者	1	12	1	8	現場の責任者及び指導者としての役割を果たすために必要な知識を修得する。
新任係長研修	係長級昇任者	3	103	2	4・5	監督者として業務遂行に必要なマネジメントの基礎的知識や部下育成のための具体的な技能を修得する。
新任課長補佐研修	課長補佐級昇任者	3	74	2	7・8	課長補佐として必要な能力と行動について考え、マネジメント業務の効果的で生産的なあり方を修得する。
新任課長研修	課長級昇任者	2	42	2	4・5	課長職として必要な機能や役割を理解するとともに課の方針を浸透するためのマネジメント機能や職場風改革の考え方を修得する。
係長考課技能研修	ラインの監督者	3	108	0.5	10	監督者の人事考課に関する知識の修得と技能の向上を図る。
課長考課技能研修	ラインの管理者	2	46	1	10	管理者の部下育成におけるコミュニケーション技術ならびに人事考課についての技能等を向上させる。

(4) 実務研修

研 修 名	対 象	回数	人員	日数	実施時期	内 容
訟務研修	総務課法規班の指定する所属からの推薦	2 回	81 人	0.5 日	10・11 月	行政に関わる訴訟の現実や認識を、判例を通して理解し、行政運営能力の向上を目指す。
法令実務研修(中級・上級)	全職員	5	135	中級 0.5 日 上級 1 日	10	職場内指導者を養成し、全職場で法令解釈、要綱制定等の職場研修を実施する。
報道対応研修	課(かい)長	3	44	1.5h	7	報道機関を通じて、より効果的な情報発信をしていくための知識や手法等を修得する。
プレゼンテーション技術向上研修	課長級職員(局推薦)	2	24	2	11	各種事業や施策を、市民はもとより、庁内外の各部門に対して、わかりやすく的確に伝えるため、話しことばによる伝達の基本を理解し、市民サービスの向上に役立てる。

(4) 実務研修

研 修 名	対 象	回数	人員	日数	実施時期	内 容
行政法研修	全職員	回 1	人 39	日 6	月 1・2	行政関係法令の基本的なしくみについて理解を深めるとともに、様々な行政課題を解決するにあたっての基礎的法務能力及び論理的思考能力の養成を図る。
民法研修	全職員	1	36	10	1・2	民法について基本的な理解を深めることで、法的思考力・法的センスを身につけ、行政の公正的確な事務処理能力の向上を図る。

(5) 内部講師養成研修

研 修 名	対 象	回数	人員	日数	実施時期	内 容
公務員倫理研修	課長補佐級以上の職員 (局推薦)	1	15	2	10	公務員としてふさわしい態度や倫理観について認識を深め、公務員倫理に関する職場研修を行う際の指導者を養成する。
接遇リーダー 養成研修	全職員(所属長推薦)	2	5	5	11・2	新規採用職員に対して行う接遇研修の指導者として必要な知識、技能の修得及び能力の向上を図る。

(6) 派遣研修

研 修 名	場 所	人員(人)	期 間
事例調査派遣研修(国内)	東京都、千葉県、横浜市、仙台市、横須賀市	7	3日～6日
同上(国外)	ドイツ、オーストラリア、フランス、イギリス、デンマーク	4	15日～33日
自治大学校派遣	東京都立川市	3	1カ月～5カ月
国際文化アカデミー派遣	滋賀県大津市	12	3日～29日
市町村アカデミー派遣	千葉市	28	4日～10日

(7) 職場研修

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)	内 容
職場集合研修	全職場・全職員	43	2,457	1	4～3	各職場の業務に密着した研修を職場主導型で実施することにより、業務の効率化及び職場の活性化を促進する
公的機関派遣研修	専門的知識・技能が 求められる職場の職員	41	40	2～33	4～3	専門的知識・技能が求められる職員の育成を図る
その他職場派遣研修	全職場・全職員	72	119	1～22	4～3	県下12市女性職員研修その他
職場接遇研修	全職場・全職員	1	6,352	4ヶ月	7～10	全庁的に接遇向上運動“すまいる向上キャンペーン”を実施し、市民サービス向上を目指す。

(8) 自主研修

研 修 名	対 象	回 数 (回)	人 員 (人)	実施時期 (月)	内 容
ドイツ語会話研修	全職員	1	17	12～3	国際的な広い視野と識見を備えるために、その基礎となる語学能力を養う。
「オソオセヨ! (ようこそ)」おもてなし韓国語研修	全職員	1	28	11～3	互いの文化や習慣の違いを把握し、韓国からの観光客へ対する基本的なマナーやおもてなしの心、ひいてはこれからの国際社会に対応できる国際感覚豊かな職員を育成する。
庁内ホームページ Web KAGAYAKI	全職員	随時		4～3	タイムリーな記事や職員研修の情報等を掲載し、全職員に自己啓発意欲の浸透を図る。

7 人事委員会

人事委員会は、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、人事行政の適正な実施を確保するため、平成6年4月1日に設置された人事機関であり、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

人事委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する不服申立ての審査などを主な業務としている。

(1) 平成16年度職員採用試験の実施状況

試験区分	職 種		申込者数 (人)	第一次 受験者数 (人) A	第一次 合格者数 (人)	第二次 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	倍率 (倍) A/B
上 級 職	事 務 職		649	445	29	29	13	34.2
	技術職	土 木	93	68	10	10	5	13.6
		建 築	71	53	6	6	3	17.7
		電 気	46	32	4	4	2	16.0
		化 学	25	20	4	4	2	10.0
免許資格職 (上級職)	獣 医 師		9	5	4	4	2	2.5
	薬 剤 師		14	11	3	3	1	11.0
	栄 養 士		116	97	6	6	3	32.3
	保 健 師		132	115	10	10	5	23.0
	学芸員	植 物	19	13	3	3	1	13.0
		民 俗	28	22	3	3	1	22.0
初 級 職	事 務 職		299	228	14	14	7	32.6
	技術職	土 木	30	23	4	3	2	11.5
免許資格職 (中級職)	保 育 士		111	93	6	6	3	31.0
	看 護 師		150	133	41	32	20	6.7
	臨床検査技師		101	86	3	3	1	86.0
	理学療法士		7	7	3	3	1	7.0
	作業療法士		5	5	3	3	1	5.0
業 務 職	業務職		135	105	6	5	3	35.0
消 防 職	上級消防職	男 性	236	195	8	7	4	48.8
		女 性	9	7	3	3	1	7.0
	初級消防職	男 性	277	227	24	23	12	18.9
		女 性	12	9	3	3	1	9.0
		救急救命士	38	33	8	8	4	8.3
運 輸 職	電 車 技 工		43	36	4	3	2	18.0
計			2,655	2,068	212	198	100	20.7

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成16年職種別民間給与実態調査をもとに、平成16年10月8日市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告」を行った。

その主な概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況（平成16年4月現在）

区 分	職 員 数	平均給与	平均年齢	平均経験年数
調査対象職員	5,437人	367,240円	41歳11月	21年0月
一般行政職	2,444人	371,421円	42歳4月	20年9月

イ 民間の状況

調査対象は、市内の70事業所（企業規模100人以上、事業所規模50人以上の173事業所から抽出）

ウ 公民給与の較差（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与の比較）

民 間 給 与 (A)	職 員 給 与 (B)	較 差 (A) - (B)
377,052円	377,165円	△113円 (△0.03%)

エ 報告の内容

給料表については、市内民間事業所の従業員との給与の較差が極めて小さく、給料表の改定は困難であることから、給料表については改定を見送ることが適当である。

通勤手当については、最も低廉な定期券の価額を基礎とする通勤手当の一括支給について、引き続き検討を行う必要がある。

特別給（期末・勤勉手当）については、市内民間事業所の特別給と職員の期末・勤勉手当の年過支給月数が概ね均衡していることから、改定を見送ることが適当である。

(3) 公平審査

平成16年度には、措置要求事案及び不服申立て事案はなく、係属中の事案もない。

8 まちづくり戦略計画

本計画は、新たな時代変化の中で、現行の第5次熊本市総合計画基本計画を新たに見直し、今後5年間（計画年度平成16年度～平成20年度）の本市が進むべき方向を明確に示すとともに、その実現のための道筋を明らかにするものである。

市民と行政に共通するまちづくりの基本指針であり、それぞれの施策ごとに市民、事業者、行政の役割と責任を明確に示し、三者が協働して取り組むこととする。推進にあたって、目標の達成状況を評価検証するとともに公表し、適宜改善を加えながら進めることとする。

特に、行政においては、真に市民に信頼される市政の実現に向け、自らの改革を進めるとともに、市政の舵取り役として、市民、事業者との協働の仕組みづくりなどに積極的に取り組むものである。

（1）まちづくりの進め方

これからのまちづくりは、国に依存することなく、自らの決定と責任により進めていかなければならない。そのためには「自分達のまちは自分達がつくる」という理念の基に、市民と行政がよりよいパートナーとして、お互いの知恵を出し合う「市民協働によるまちづくり」がこれまで以上に重要となる。

市民に信頼される透明で開かれた市政を実現していくために、市民と情報を共有化し、政策形成への市民参加を推進していくとともに、積極的に市政改革を進め、より効果的・効率的な行財政運営へ転換をおこなう。また、市民協働体制の推進のために、協働で担う新しい公共づくりや、行政内部からの協働推進に取り組むこととする。

まちづくり戦略計画においては、協働のまちづくりを進めるために市民・事業者・行政の役割分担を定め、「市民協働で築く 自主自立のまちづくり」を実現することとする。

（2）基本目標と三つのターゲット

「自然と調和した 市民が主役の 活気あるくまもとの実現」を本市のまちづくりの基本目標とし、今後5年間、重点的に取り組む三つのターゲットを掲げる。

ターゲット1：良好な環境を未来へと引き継ぐまち

清れつな地下水、森の都と形容される豊かな緑は本市最大の魅力であり、財産である。しかし、都市化の進展や生活様式の多様化などにより、この良好な環境が損なわれつつある。

そのため、一人ひとりが大量生産・大量消費に支えられた社会経済システムや利便性を求める日常生活を見直し、この恵まれた環境を守り育て、次代へ引き継いでいかなければならない。

そこで、このターゲット1を実現するため、今後5年間、重点的に取り組む戦略として、

「地下水の保全」

「ごみ減量・リサイクルの推進」

「環境にやさしい交通機関の利用促進」

ターゲット2：子どもたちが健やかに成長するまち

次代を担う子どもたちは、本市の大切な宝であり、活気ある熊本市の象徴である。しかし、少子化や核家族化の進展、生活環境の多様化、地域のつながりの希薄化が進んだ結果、子どもの社会性が育ちにくくなるなど、健やかな成長への影響が懸念されている。

そのため、子どもを安心して産み育て、かつ、子どもたちが個性や能力を十分発揮し、未来への可能性を自ら切り拓くことができる環境を社会全体で築いていく必要がある。

そこで、このターゲット2を実現するため、今後5年間、重点的に取り組む戦略として、

「子育てしやすい環境づくり」

「個を育む学校教育の推進」

ターゲット3：人々が集う元気なまち

平成 25 年春に予定されている九州新幹線鹿児島ルート[※]の全線開業による経済効果を最大限波及させるためには、熊本駅周辺や熊本城を中心とする都心部において、都市機能の向上と熊本らしい魅力づくりを進めることが重要である。また、観光・コンベンション（会議・大会）の振興に向けて、豊かな自然、文化遺産、特産品などの地域資源を活かした地域づくり、魅力づくりを図る必要がある。

そこで、このターゲット3を実現するため、今後5年間、重点的に取り組む戦略として、

「魅力ある熊本駅周辺のまちづくり」

「KUMAMOTO（クマモト）ブランドの確立」

（3）分野別重点プラン

それぞれの分野において、次のような基本方針に基づき、目指すまちの姿の実現に向けた今後5年間の施策展開の基本的方向や重視する取り組みを示す。

ア 一人ひとりが輝く人権尊重社会の構築

全ての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発を推進する。

イ 心がかよいあう市民生活の創出

「自分達の住むまちは自分達でつくる」という住民の主体的なまちづくりへの取り組みを支援し、地域に誇りと愛着が持てるふれあいのあるコミュニティづくりを進める。

ウ 健やかでいきいきと暮らせる保健・福祉の充実

生涯にわたって、市民一人ひとりが、その人らしい生きがいのある生活を実現できるよう、個々人の健康づくりをはじめ、安心して子育てができ、高齢になっても、障害があっても、生きがいを持って生活できるまちづくりを地域と一体となって進める。

エ 水と緑に囲まれた良好な環境の形成

市民の共有財産であるこの豊かな自然環境を将来にわたって継承するため、自然と共生した環境負荷の少ない資源循環型社会の形成に、市民との協働により取り組む。

オ 魅力と活力あふれる産業・経済の振興

歴史文化財産や自然環境、地理的特性などを生かした観光・コンベンション（会議・大会）都市づくりや、本市固有の特産・物産品のブランド化など、KUMAMOTO（クマモト）ブランドの確立に取り組む。また地場産業の育成、安全で安心な農産物づくりを前提とした地産地消を推進する。

カ 安全で快適な都市基盤の整備

安全で快適な市民生活と活発な経済活動を支えるため、道路、住宅、公園、上下水道、河川などの生活基盤の整備を着実に進めるとともに、市民と行政が連携した防災体制の強化を図り、災害に強い都市づくりを進める。また、九州新幹線鹿児島ルートや広域道路網の整備と連携した公共交通網や都市内道路網の整備、熊本駅周辺や都心部の魅力ある都市機能の充実を図る。

キ 豊かな人間性を育む教育・文化・スポーツの振興

子どもたちが、次代を担い主体的に心豊かに生きていくことができるよう、豊かな人間性や社会性、自主性を育む学校教育の推進を図るとともに、学校、家庭、地域が連携して、社会全体で子どもたちを育てるための環境づくりを進める。すべての市民が、いつでもどこでも自由に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、

その成果を生活や社会の中に生かすことができる仕組みづくりに取り組む。

(4) 政令指定都市を目指して

政令指定都市では、区役所が設置され、地域の実情に応じた身近な行政サービスの提供が可能となり、行政権限拡大、移譲による福祉・教育・都市問題などについての迅速かつ独自性のあるサービスの提供など行政サービスの向上が図られる。また、財源の拡充により、まちづくりの一層の推進を図ることができ、さらには、知名度アップによる地域経済の活性化が期待できる。

そこで、政令都市移行に向けて、今後次のような取り組みを進める。

- ア 熊本都市圏における将来ビジョンを描くとともに、その実現に向けた広域連携のあり方について、産・学・官・民の協働により検討する。
- イ 市政改革プランに基づくまちづくりを積極的かつ確実に推進し、行政の運営能力を高め、政令指定都市にふさわしい行政体制の整備を進める。
- ウ 市民協働の推進や住民サービス向上、及び地域の特性に応じた住民主体のまちづくりを進めるため、身近なサービス体制の整備をはじめとした都市内分権に取り組む。

9 行政改革

行政改革の取り組みは、平成7年5月熊本市行政改革推進本部を設置したことに始まり、平成8年9月には、行政改革大綱を策定し（第一次行革）、平成12年10月には、社会情勢の変化等を踏まえた大綱の見直し（第二次行革）を行い、事務事業の見直し等に取り組んできた。

さらに、将来の財源確保の見通しが一層厳しさを増す中、行財政システムの抜本的な見直しを行い、財政の健全化の実現を目指すとともに、行政資源を新たなまちづくりに向けて重点的・戦略的に投入していく必要があることから、市総合計画、中期財政計画、行政改革大綱を三位一体で見直すこととし、平成16年3月に、平成20年度までの5カ年を推進期間とした「行財政改革推進計画」を策定した。

今後は同計画の適確な進行管理を行い着実な実現を目指す。

（1）経費改善への取組実績

（単位：百万円）

第一次行革					第二次行革			
年 度	8	9	10	11	12	13	14	15
区 分								
1 事務事業の見直し	83	517	1,830	2,118	329	511	1,005	1,619
(1) 廃止・縮小・統合		5	143	204	81	83	89	96
(2) 簡素・効率化・経費節減	83	512	1,490	1,624	242	340	744	1,336
(3) 民間委託等の推進			197	290	6	79	149	158
(4) その他						9	23	29
2 財政の健全化			1,040	1,677	2,079	1,273	1,959	1,599
3 人事管理制度の見直し		77	332	1,096	578	1,315	1,696	2,065
合 計	83	594	3,202	4,891	2,986	3,099	4,660	5,283

行財政改革推進計画

年 度	16
区 分	
市民サービスの改革	176
組織の改革	151
外郭団体の改革	230
財政健全化の推進	1,402
合 計	1,959

特別会計・企業会計	260
-----------	-----

（2）職員数の推移

（単位：人）

第一次行革					第二次行革					行財政改革推進計画
年 度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
区 分										
職員総数①	6,741	6,732	6,702	6,612	6,544	6,458	6,407	6,364	6,321	6,270
市 民 数②	650,322	654,764	657,636	660,199	662,473	663,969	666,636	669,034	670,047	671,035
職員一人あたり										
市民数②÷①	96.5	97.3	98.1	99.8	101.2	102.8	104.0	105.1	106.0	107.0

※ 職員総数①は、8年度～16年度は4月1日現在。17年度は5月1日現在。

※ 市民数②は、各年度5月1日の推計人口。

10 広 報

(1) 広報組織

- ・市民の視点にたち、積極的な市政広報活動を図っている。
- ・広報報道調整担当者（政策調整審議員など）を置き、情報（各課の事業、行事など）の収集及び広報・報道対応の円滑化を図っている。

(2) 広報刊

タ イ ト ル	発行状況	発行部数	概要、 その他
市政だより	毎月1日発行	266,500部 (平成17年4月実績)	文書配布委託者を通じて各世帯に配布
点字市政だより(視覚障害者向け)	〃	162部	郵送
声の市政だより(視覚障害者向け)	〃	70本	郵送
拡大版市政だより(弱視者向け)	〃	40部	郵送
生活便利ブック	年1回発行	20,000部	市の窓口業務や施設、制度などの紹介
予算特別広報紙	〃	268,000部	市の予算・事業の紹介(市政だより折り込み)
施策特集広報紙	〃	268,000部	市の重要施策の紹介(市政だより折り込み)
県外広報誌	平成17年2月発行	5,000部	熊本都市圏から本市を捉え、本市の魅力や都市力をPRする

(3) テレビ・ラジオによる広報

テレビ 広報	タ イ ト ル	放 送 局 ・ 時 間
	市民のひろば手取本町1番1号	RKK 毎週土曜日 午前9時25分から5分間
	お元気ですか熊本市	KAB 毎月第1土曜日 午前11時から15分間
	クローズアップくまもと	ケーブルテレビ(市民チャンネル) 毎日主に午前8時、午後1時、8時半から20分間
	おしえて!熊本市	KKT 市の重要施策をテーマとした特別広報番組(15分間)を年6回放送
	テレビスポット	民放4局 市の施策や事業を適時放映

ラ ジ オ 広 報	タ イ ト ル	放 送 局 時 間
	とんでるワイド・大田黒浩一の 今日も元気！内	RKK 毎週月曜日 午前9時30分前後の約2分間
	こころの扉 内	RKK 毎週日曜日 午後5時30分ごろ20秒間
	フレッシュ・フラッシュ・くまもと	FM熊本 毎週火曜日 午前8時40分から5分間
	ぶらりくまもとサント'スケッチ内	FM熊本 毎週金曜日ほか 午前7時48分前後の約1分間
	アイ・ラブ・ウーマン	FM熊本 毎週火曜から木曜日 午後0時10分から約5分間
	おはよう市政インフォメーション	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日 午前8時15分から15分間
	ラジオで学ぼうさい	熊本シティエフエム 毎週金曜日 午後2時から15分間
	消費生活よろず相談	熊本シティエフエム 毎月最終月曜日 午後2時から15分間
	はなばたECOライフ活性化委員会	熊本シティエフエム 毎月最終火曜日 午後2時から15分間
	ラジオスポット	市の施策や事業を適時放送

(4) 新聞・生活情報誌による広報

市政について市民へ広く周知を図るため、紙面を利用して適時広報

(5) インターネットホームページによる広報

市政情報を広く国内外へ向けて発信

ホームページアドレス <http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/>

携帯電話用ホームページアドレス <http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/mobile/>

(6) その他

- ・行事予定表等の発行「月報くまもと」(毎月月末発行、毎週末更新) Cネットで配信
- ・「車両広報」
広報車(放送設備付)による広報

(7) 報道機関(市政記者クラブ)を通してのパブリシティ活動

- ・市長記者会見(月に1回程度)
- ・記者レクチャー(関係部局長などによる記者説明)
- ・資料提供(報道資料配布 年間1,200件程度)

※記者クラブ加入社(13社)

熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・NHK・RKK・TKU・KKT・KAB・
時事通信・共同通信

1 1 広聴

市民協働のまちづくりを推進するため、市民への市政の理解を深め、市民の意見を可能な限り、市政に反映させるため、積極的な事業展開をしている。さらに、平成17年度から「市民の声データベースシステム」を稼動し、市民の声を把握するとともに行政内部で共有し、迅速な対応や各種施策に反映させ、その声を公表することによりさらなる市民の市政参画も図っている。また、市民の日常生活の困りごとや悩みごと相談、法律・税務などの専門分野の相談業務も実施している。

(1) 広聴業務

ア まちづくりトーク

市長が月1回程度（議会月を除く）庁舎内で、本市のまちづくりについて、直接市民と意見交換を行う。

イ おでかけトーク

市長が月1回程度（議会月を除く）地域に出向き、市政運営について語り、理解を深めるとともに、直接地域の市民と意見交換を行う。

ウ ゆめトーク

本市が重点的に取り組む特定のテーマについて、NPOやボランティア団体等これまで活動してきた団体の集会、会合に市長が出向き、意見交換（ゆめを語り合い）を行う。

エ 市長への手紙

提案や要望、熊本市の将来像などについて手紙形式で市長へ提案してもらい、市の考え方を文書にて回答する。

オ わたしの提言

インターネット、FAX通信を活用し、広範な市政への提案、要望等を市内外から受け、回答をする。

カ パブリックコメント制度

本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、決定前である素案の段階から公表し、その上で、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていく。

(2) 相談業務

市政に関する様々な相談、要望、苦情を関係部局と連携し処理する「市政相談」、日常生活における民事関係を対象とした「一般相談」、法令等に関連した事例を専門的立場から助言する「特別相談」の三種類の相談業務を行っている。

(3) 庁内案内

総合案内・庁舎見学

来庁者への積極的な対応を行う総合案内役としてフロアマネージャーを配置。各窓口への案内や記入方法の説明等を行っている。また、主に小学生の社会見学等の一環として、市庁舎や議場内の案内を行っている。

① まちづくりトーク開催実績

(平成16年度)

申込件数	26 件		
	個 人	20 件	参加者数
	団 体	6 件	25 人
	合 計	26 件	
(懇談分)	21 件		
	個 人	15 件	23 人
	団 体	6 件	25 人
	合 計	21 件	48 人
(文書回答分)	2 件		
	個 人	2 件	5 人
	団 体	0 件	0 人
	合 計	2 件	5 人

② ゆめトーク開催実績

(平成16年度)

開催数	7 回
参加者数	7 グループ・167 名

③ おでかけトーク開催実績

(平成16年度)

No	地 域	申込者数	参加者数 (人)	トーク人数	文書提案・回答人数等	意見交換件数
1	秋 津	34	31	9	0	9
2	南 部	48	51	10	0	10
3	河 内	88	80	10	1	11
4	大 江	53	49	10	4	14
5	幸 田	139	107	6	4	10
6	飽 田	200	162	6	3	9
7	託 麻	105	103	9	3	12
8	清 水	43	47	9	4	13
9	西 部	76	61	12	0	12
10	中 央	15	14	9	1	10
16 年度計		801	705	90	20	110

※申込者数には当日直接出席者を含まず。

※文書回答等にはトーク者の文書回答件数含まず。

④ 本市に寄せられた意見、提案等の件数

市長への手紙 <平成15年度479件><平成16年度373件>

わたしの提言 <平成15年度690件><平成16年度765件>

⑤ パブリックコメント制度による意見募集実績

	案件名	意見募集結果
平成15年度	「白地地域の建築形態規制」に関するパブリックコメント	特になし
	熊本市地下水量保全プラン（素案）に関するパブリックコメント	81件（19人）
	まちづくり戦略計画・行財政改革推進計画（素案）に関するパブリックコメント	933件（470人）
	熊本市地域新エネルギービジョン（素案）に関するパブリックコメント	58件（22人）
	熊本市移動円滑化基本構想（素案）に関するパブリックコメント	50件（16人）
	熊本市ごみ減量・リサイクル推進基本計画（素案）に関するパブリックコメント	48件（18人）
平成16年度	住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例（素案）に関するパブリックコメント	13件（6人）
	「熊本市地域経済活性化プログラム」概要（素案）に関するパブリックコメント	13件（8人）
	（仮称）熊本自治基本条例（素案）に関するパブリックコメント	701件（164人）
	熊本市次世代育成支援行動計画「ひびけ！子ども未来プラン」計画（素案）に関するパブリックコメント	56件（17人）
	熊本市地域福祉計画（素案）に関するパブリックコメント	28件（12人）
	熊本市安全安心まちづくり基本方針・推進計画（素案）の策定に関するパブリックコメント	24件（12人）
	熊本市緑の基本計画（素案）に関するパブリックコメント	4件（3人）

⑥ 一般相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数				
				12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
一般相談	月～金 8:30～17:15	市職員	家庭・相隣・生活問題など	6,239	4,834	5,700	7,554	9,383

⑦ 特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数				
				12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
税務相談	月 13:00～16:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	170	154	163	148	166
人権相談	火 13:00～16:00	人権擁護 委員	名誉の侵害・家庭問題など	69	90	104	181	176
相続・登記 相談	木 13:00～16:00	司法書士	相続・土地・建物登記など	537	567	671	754	632
法律相談	月・水・金及び第4火 13:00～16:00	弁護士	民事・法的解釈を必要とするものなど	1,183	1,162	1,232	1,234	1,216
サラ金相談	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00	専門相談員	サラ金に関することなど	1,396	1,555	1,736	1,645	1,139
民事介入 暴力相談	月 9:00～12:00	熊本県暴力 追放協議会	民事介入暴力に関すること	58	50	53	55	38

(注) 法律相談は予約制(8名)、相談日当日の午前8時30分から市民相談室で電話にて予約受付。

1 2 市民協働

市民と行政とが、共通の課題や目的に対し協力して取り組み、地方分権社会に対応した自主自立のまちづくりを進める。

また、市民と行政とが一体となって互いに助け合い共に支え合うまちの実現を図るため、ボランティア活動を推進している。

(1) ボランティア活動推進事業

- ・ボランティア活動保険

ボランティア活動中の不測の事故に備え、熊本市ボランティア活動保険を整備し、活動に組みやすい環境を整える。

熊本市ボランティア活動推進コーナーをくまもと阪神 8 階に設置し、市庁舎 1 階ボランティア活動推進コーナーと併せて、下記の事業を実施している。

- ・情報収集・提供

ボランティアの募集、ボランティア養成講座の開催など、ボランティア活動に関する情報を収集し、提供する。

- ・登録・紹介

ボランティア活動をしたい人やグループを登録し、必要とする施設や団体などに紹介する。

- ・相談

ボランティア活動に関心のある人や実際にしたい人の相談、ボランティア活動を必要とする施設、団体などの相談に応じる。

- ・交流の場の提供

ボランティアが気軽に集い、交流・作業できる場を提供する。

(2) 市民協働推進事業

市民と行政とが、よりよいパートナーとして共通の課題や目的に対し協力して取り組み、地方分権社会に対応した個性あふれる「新しい熊本づくり」のため、下記の取り組みを進める。

- ・「熊本市自治基本条例」の制定

本市の自治の基本原則、市民協働によるまちづくりのルール等を明確にするため、「熊本市自治基本条例」の制定に向けた取り組みを行う。（地方自治の推進に関する調査特別委員会で審議中）

- ・（仮称）「市民参画ガイドライン（パブリックインボルブメント（P I）指針）」の策定

事業の計画・実施など様々な過程での市民参加を推進するため、（仮称）「市民参画ガイドライン」の策定に取り組む。

- ・（仮称）「ボランティア・NPO等の活動推進指針」の策定

公益的団体の活動を推進するため、（仮称）「ボランティア・NPO等の活動推進指針」の策定に取り組む。

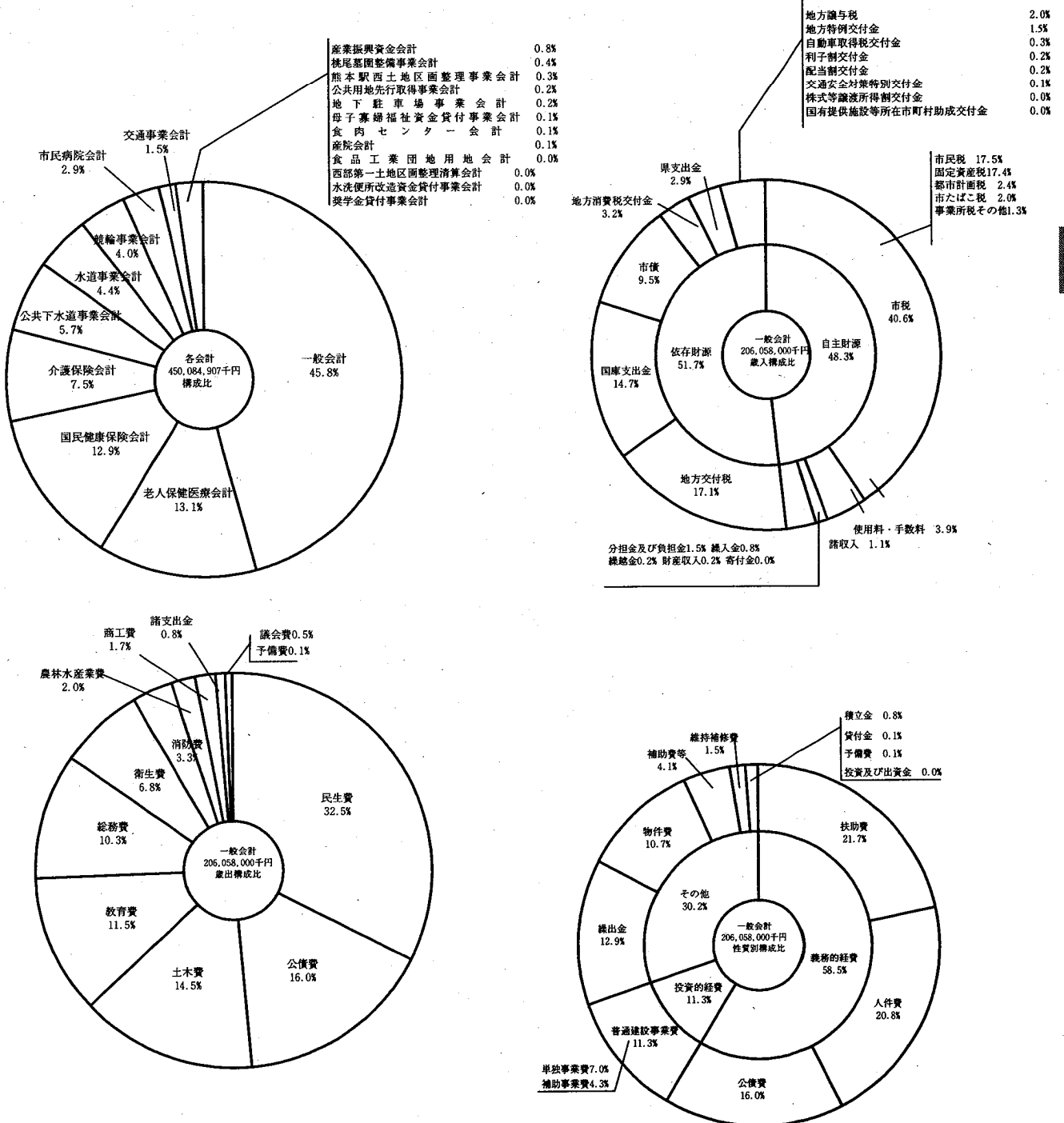
- ・「ふれあい美化ボランティア制度」の活用促進

公園・道路・河川等の公共空間について市民が主体的に美化活動に取り組み、行政がそれを支援する「ふれあい美化ボランティア制度」の活用促進を図る。

13 財政

(1) 平成17年度当初予算図表

総務



(2) 予算総括表

(単位:千円)

区 分 会 計 名	A		B		A - B	
	平成17年度	% 構成比	平成16年度	% 構成比	比 較	% 伸率
一 般 会 計	206,058,000	45.8	220,700,000	48.0	△ 14,642,000	△ 6.6
特 別 会 計	203,963,214	45.3	197,340,000	42.9	6,623,214	3.4
国民健康保険会計	57,916,240	12.9	55,710,133	12.1	2,206,107	4.0
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	200,000	0.1	221,000	0.1	△ 21,000	△ 9.5
介護保険会計	33,875,056	7.5	32,597,130	7.1	1,277,926	3.9
老人保健医療会計	59,091,000	13.1	59,185,600	12.9	△ 94,600	△ 0.2
桃尾墓園整備事業会計	1,545,100	0.4	261,200	0.1	1,283,900	491.5
食肉センター会計	574,061	0.1	578,310	0.1	△ 4,249	△ 0.7
産業振興資金会計	3,708,000	0.8	3,708,000	0.8	0	0.0
食品工業団地用地会計	94,212	0.0	381,510	0.1	△ 287,298	△ 75.3
競輪事業会計	17,782,847	4.0	16,373,128	3.6	1,409,719	8.6
地下駐車場事業会計	665,747	0.2	673,190	0.1	△ 7,443	△ 1.1
公共用地先行取得事業会計	1,086,449	0.2	1,085,242	0.2	1,207	0.1
西部第一土地区画整理清算会計	943	0.0	993	0.0	△ 50	△ 5.0
熊本駅西土地区画整理事業会計	1,463,043	0.3	541,982	0.1	921,061	169.9
公共下水道事業会計	25,634,137	5.7	25,639,353	5.6	△ 5,216	0.0
水洗便所改造資金貸付事業会計	157,779	0.0	209,809	0.0	△ 52,030	△ 24.8
奨学金貸付事業会計	168,600	0.0	173,420	0.0	△ 4,820	△ 2.8
一般会計・特別会計合計	410,021,214	91.1	418,040,000	90.9	△ 8,018,786	△ 1.9
企 業 会 計	40,063,693	8.9	41,960,000	9.1	△ 1,896,307	△ 4.5
産院会計	389,780	0.1	481,133	0.1	△ 91,353	△ 19.0
市民病院会計	13,085,672	2.9	13,155,754	2.9	△ 70,082	△ 0.5
水道事業会計	19,716,800	4.4	20,756,600	4.5	△ 1,039,800	△ 5.0
交通事業会計	6,871,441	1.5	7,566,513	1.6	△ 695,072	△ 9.2
総 計	450,084,907	100.0	460,000,000	100.0	△ 9,915,093	△ 2.2

(3)一般会計性質別集計表

(単位：千円)

		A		B		A - B	
		平成17年度	% 構成比	平成16年度	% 構成比	比 較	% 伸率
人	件 費	42,883,026	20.8	43,807,163	19.8	△ 924,137	△ 2.1
扶	助 費	44,731,707	21.7	44,401,168	20.1	330,539	0.7
公	債 費	32,958,075	16.0	44,535,128	20.2	△ 11,577,053	△ 26.0
義 務 的 経 費		120,572,808	58.5	132,743,459	60.1	△ 12,170,651	△ 9.2
普	通建設(補助)	8,739,401	4.3	9,666,587	4.4	△ 927,186	△ 9.6
普	通建設(単独)	14,470,178	7.0	17,389,615	7.9	△ 2,919,437	△ 16.8
災	害 復 旧 費	7,044	0.0			7,044	皆増
投 資 的 経 費		23,216,623	11.3	27,056,202	12.3	△ 3,839,579	△ 14.2
物	件 費	22,079,612	10.7	22,194,959	10.1	△ 115,347	△ 0.5
維	持 補 修 費	3,089,437	1.5	2,913,368	1.3	176,069	6.0
補	助 費 等	8,450,742	4.1	8,625,148	3.9	△ 174,406	△ 2.0
積	立 金	1,594,555	0.8	2,055,821	0.9	△ 461,266	△ 22.4
投資及び出資金		42,973	0.0	58,183	0.0	△ 15,210	△ 26.1
貸	付 金	226,000	0.1	223,000	0.1	3,000	1.3
繰	出 金	26,665,250	12.9	24,709,860	11.2	1,955,390	7.9
そ の 他 の 経 費		62,148,569	30.1	60,780,339	27.5	1,368,230	2.3
予	備 費	120,000	0.1	120,000	0.1	0	0.0
合	計	206,058,000	100.0	220,700,000	100.0	△ 14,642,000	△ 6.6

総務

(4) 一般会計決算の推移
(歳入)

(単位：千円、%)

区 分	16			15			14			13			12		
	構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率	
自 主 財 源	101,219,238	45.7	1.0	100,227,188	46.7	△ 3.9	104,243,087	46.9	△ 2.1	106,503,764	46.1	0.9	105,512,416	46.7	△ 2.5
市 税	82,219,526	37.1	0.4	81,930,714	38.1	△ 3.4	84,795,914	38.2	△ 0.5	85,259,752	36.9	0.9	84,511,126	37.4	△ 2.3
分 担 金 及 び 負 担 金	3,027,092	1.4	4.8	2,887,805	1.3	△ 6.2	3,077,506	1.4	0.7	3,057,025	1.3	3.1	2,965,539	1.3	△ 20.5
使 用 料 及 び 手 数 料	7,710,938	3.5	0.7	7,659,889	3.6	0.0	7,657,014	3.4	0.8	7,597,531	3.3	1.3	7,498,945	3.3	7.3
財 産 収 入	818,846	0.4	138.2	343,738	0.2	5.7	325,293	0.2	△ 22.6	420,329	0.2	△ 6.8	451,069	0.2	9.2
寄 附 金	260,819	0.1	148.2	105,100	0.0	△ 56.6	242,423	0.1	169.6	89,926	0.0	△ 30.7	129,709	0.1	△ 18.8
繰 入 金	1,282,055	0.6	1,029.9	113,462	0.1	599.9	16,212	0.0	△ 98.6	1,127,990	0.5	△ 54.7	2,491,549	1.1	4,680.6
繰 越 金	3,417,560	1.5	△ 30.3	4,899,960	2.3	△ 6.0	5,210,273	2.3	△ 8.6	5,700,580	2.5	32.7	4,206,637	1.9	△ 38.4
諸 収 入 (除 く 収 益 事 業 収 入 ・ 受 託 事 業 収 入)	2,282,402	1.0	#DIV/0!	2,136,520	1.0	△ 3.7	2,218,452	1.0	△ 13.0	2,550,631	1.1	7.7	2,367,842	1.0	0.5
収 益 事 業 収 入	200,000	0.1	33.3	150,000	0.1	△ 78.6	700,000	0.3	0.0	700,000	0.3	△ 12.5	800,000	0.4	△ 27.3
依 存 財 源	120,249,955	54.3	5.0	114,572,747	53.3	△ 2.9	118,007,309	53.1	△ 5.3	124,561,649	53.9	3.5	120,364,346	53.3	△ 17.2
地 方 譲 与 税	2,986,552	1.3	70.8	1,748,109	0.8	5.1	1,663,675	0.7	1.5	1,639,826	0.7	1.4	1,616,770	0.7	2.4
利 子 割 交 付 金	777,265	0.4	7.1	725,861	0.3	△ 36.0	1,134,672	0.5	△ 73.7	4,310,799	1.9	20.6	3,575,241	1.6	376.9
配 当 割 交 付 金	66,901	0.0	皆増												
株 式 譲 渡 所 得 割 交 付 金	82,044	0.0	皆増												
地 方 消 費 税 交 付 金	7,118,855	3.2	12.0	6,356,234	3.0	11.2	5,715,374	2.6	△ 12.3	6,514,192	2.8	△ 2.4	6,671,926	3.0	3.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	609,916	0.3	3.8	587,870	0.3	2.6	573,141	0.3	△ 13.5	662,365	0.3	△ 6.4	707,279	0.3	3.0
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	165	0.0	皆増				526	0.0	△ 77.9	2,384	0.0	△ 96.8	73,435	0.0	△ 74.9
地 方 特 例 交 付 金	2,990,979	1.4	△ 8.1	3,254,360	1.5	12.1	2,903,690	1.3	△ 3.5	3,007,516	1.3	△ 2.5	3,083,930	1.4	41.8
地 方 交 付 税	35,459,258	16.0	△ 5.0	37,332,789	17.4	△ 14.7	43,784,014	19.7	0.3	43,644,471	18.9	△ 5.0	45,950,906	20.3	1.8
交 通 安 全 対 策 金	159,812	0.1	△ 3.6	165,812	0.1	6.9	155,182	0.1	△ 1.5	157,555	0.1	2.2	154,157	0.1	△ 14.0
特 別 交 付 金															
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	5,904	0.0	#DIV/0!	5,846	0.0	△ 0.5	5,875	0.0	0.0	5,875	0.0	7.3	5,477	0.0	0.0
国 庫 支 出 金	32,127,471	14.5	△ 3.1	33,161,426	15.4	1.6	32,633,722	14.7	△ 6.4	34,881,678	15.1	6.8	32,660,537	14.5	△ 19.2
県 支 出 金	4,186,930	1.9	6.4	3,935,495	1.8	△ 3.2	4,063,878	1.8	△ 21.9	5,206,750	2.2	△ 3.0	5,366,750	2.4	25.4
受 託 事 業 収 入	174,903	0.1	△ 5.8	185,645	0.1	4.7	177,369	0.1	83.7	96,538	0.0	4.9	92,038	0.0	7.3
市 債	33,503,000	15.1	23.6	27,113,300	12.6	7.6	25,196,191	11.3	3.1	24,431,700	10.6	19.7	20,405,900	9.0	△ 52.8
うち臨時財政対策債	7,430,600	3.4	△ 28.3	10,363,800	4.8	62.4	6,383,300	2.9	127.6	2,804,700	1.2	皆増			
合 計	221,469,193	100.0	3.1	214,799,935	100.0	△ 3.4	222,250,396	100.0	△ 3.8	231,065,413	100.0	2.3	225,876,762	100.0	△ 10.9

※平成16年度は決算見込額

(歳出)

(単位：千円、%)

区 分	16			15			14			13			12		
	構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率	
議 会 費	1,046,518	0.5	△ 0.9	1,055,926	0.5	0.8	1,047,614	0.5	△ 2.8	1,077,876	0.5	△ 1.5	1,093,887	0.5	△ 2.0
総 務 費	22,369,180	10.3	4.0	21,510,809	9.9	1.8	21,139,482	10.0	△ 2.0	21,567,246	9.9	△ 0.7	21,720,828	9.9	△ 12.0
民 生 費	65,354,903	30.0	4.0	62,838,082	28.8	3.6	60,681,322	28.7	2.5	59,227,725	27.2	4.8	56,516,233	25.7	△ 13.8
衛 生 費	13,181,095	6.0	△ 0.4	13,231,459	6.1	△ 21.8	16,912,635	8.0	1.2	16,707,563	7.7	2.4	16,320,570	7.4	△ 15.2
労 働 費												皆減	3,561	0.0	△ 45.3
農 林 水 産 業 費	3,814,865	1.7	0.2	3,808,061	1.7	△ 9.2	4,191,900	2.0	△ 5.2	4,423,463	2.0	△ 23.9	5,809,953	2.6	14.3
商 工 費	3,079,317	1.4	△ 14.5	3,600,341	1.7	△ 13.2	4,147,397	2.0	10.8	3,742,197	1.7	△ 8.8	4,102,489	1.9	△ 14.6
土 木 費	30,020,693	13.8	△ 17.6	36,430,418	16.7	1.8	35,776,824	16.9	△ 18.5	43,902,443	20.3	7.0	41,029,736	18.6	△ 6.0
消 防 費	6,894,748	3.2	0.6	6,856,679	3.1	△ 1.9	6,991,950	3.3	△ 0.2	7,004,983	3.2	△ 2.5	7,184,612	3.3	3.6
教 育 費	25,819,062	11.8	6.5	24,232,831	11.1	△ 1.2	24,517,137	11.6	△ 14.8	28,760,255	13.2	8.7	26,448,300	12.0	10.5
災 害 復 旧 費	197,713	0.1							皆減	24,771	0.0	△ 69.2	80,476	0.0	△ 82.6
公 債 費	44,414,153	20.4	23.2	36,057,831	16.5	△ 10.1	40,108,475	19.0	6.9	37,522,221	17.3	△ 1.6	38,117,737	17.3	△ 26.4
諸 支 出 金	1,817,900	0.8	2.1	1,780,600	0.8	△ 3.0	1,835,700	0.9	△ 4.2	1,916,500	0.9	9.7	1,747,800	0.8	△ 13.5
合 計	218,010,147	100.0	3.1	211,403,037	96.9	△ 2.7	217,350,436	102.9	△ 3.8	225,877,243	103.9	2.6	220,176,182	100.0	0.2

※平成16年度は決算見込額

(5) 財政指標（普通会計ベース）

(単位 千円)

年度区分	12	伸率	指数	13	伸率	指数	14	伸率	指数	15	伸率	指数	16	伸率	指数
基準財政需要額	115,391,835	% 1.1	100	114,390,878	% △0.9	99	111,430,754	% △2.6	97	106,267,417	% △4.6	92	103,211,587	% △2.9	89
基準財政収入額	71,090,561	0.7	100	72,161,808	1.5	102	68,885,655	△4.5	97	68,187,020	△1.0	96	68,982,422	1.2	97
標準税収入額	94,196,617	0.7	100	95,616,687	1.5	102	91,248,490	△4.5	97	90,281,797	△1.1	96	91,317,455	1.1	97
標準財政規模	138,540,437	1.1	100	137,761,029	△0.6	99	133,591,188	△3.0	96	126,267,331	△5.5	91	125,546,620	△0.6	91
財政力指数	0.625			0.622			0.622			0.630			0.643		
実質収支比率(%)	1.7			2.5			2.9			2.2			2.0		
経常収支比率(%)	85.9			85.7			85.7			15.6			14.7		
公債費比率(%)	22.5			22.2			21.6			20.0			19.6		

(注) 平成16年度は決算見込額を示す。

総務

14 市 税

(1) 市税の税率及び納期

税 目		税 率	納 期 限
市 民 税	個 人	均 等 割	3,000 円
		所 得 割	課税所得金額 200 万円以下 3 % 200 万円超 8 % 700 万円超 10 %
	法 人	均 等 割	(1) 資本等の金額（資本積立金額を含む。相互会社にあつては純資産額。以下同じ。）が 50 億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で、資本の金額又は出資金額を有しないものおよび法人税法に規定する公共法人等を除く。(2)から(9)までにおいて同じ。）で、かつ、市内の従業者数が 50 人を超えるもの 年額 3,600,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの 年額 2,100,000 円 (3) 資本等の金額が 10 億円を超える法人で従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 492,000 円 (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの 年額 480,000 円 (5) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 192,000 円 (6) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの 年額 180,000 円 (7) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 156,000 円 (8) 資本等の金額が 1 千万円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの 年額 144,000 円 (9) 前各号に掲げる法人以外の法人等 年額 60,000 円
		法人税割	14.7 100
		均 等 割	1,000 円
		所 得 割	課税所得金額 700 万円以下 2 % 700 万円超 3 %
		固定資産税	1.4 100
		都市計画税	0.2 100
		軽自動車税	1 原動機付自転車 (7) 総排気量が 50cc 以下 1,000 円 (4) " 90cc " 1,200 円 (ウ) " 125cc " 1,600 円 (エ) ミニカー 2,500 円 2 軽自動車 (7) 二輪のもの（側車付を含む） 2,400 円 (イ) 三輪のもの 3,100 円
		個人市民税と同じ	1 期 6/1 ~ 6/30 2 期 8/1 ~ 8/31 3 期 10/1 ~ 10/31 4 期 1/1 ~ 1/31
		個人市民税と同じ	・ 確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内、ただし、税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長 ・ 人格のない社団等で収益事業を行わないもの。公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4 月 30 日

税 目	税 率	納 期 限
	(ウ) 四輪以上のもの 乗 用 の も の { 営業用 5,500円 { 自家用 7,200円 貨 物 用 の も の { 営業用 3,000円 { 自家用 4,000円 (エ) 雪上車 2,400円 3 小型特殊自動車 (7) 農耕作業用のもの 1,600円 (イ) その他のもの 4,700円 4 二輪の小型自動車 総排気量が250cc超 4,000円	5/1~5/31
市 た ば こ 税	製造タバコ1,000本につき2,977円 (旧3級品の製造タバコは1,000本につき1,412円)	毎月末日
事 業 所 税	(7) 資産割 事業所床面積 1㎡につき年600円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の $\frac{0.25}{100}$	法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 その年の翌年3月15日
入 湯 税	入湯客1人1日につき 150円	毎月15日まで

(2) 納税義務者の推移

年 度			12	13	14	15	16	
税 目								
市 民 税	個 人	普 通 徴 収	均 等 割 の み	15,423	16,606	16,939	18,037	18,373
		所 得 割 の み	23,232	22,836	19,717	19,061	20,404	
		完 全 納 税 者	83,819	85,707	80,752	79,190	80,148	
		計	122,474	125,149	117,408	116,288	118,925	
		特 別 徴 収	均 等 割 の み	3,642	3,697	4,058	4,625	4,851
		所 得 割 の み	22,030	22,842	19,260	19,106	19,039	
		完 全 納 税 者	137,784	136,676	134,495	133,283	132,337	
		計	163,456	163,215	157,813	157,014	156,227	
	小 計	285,930	288,364	275,221	273,302	275,152		
	法 人 調 定 件 数		27,932	27,637	27,668	27,828	27,958	
固 定 資 産 税	土 地 及 び 家 屋 償 却 資 産		183,468 (3,911)	185,498 (4,099)	185,857 (4,091)	187,462 (4,305)	189,091 (4,527)	
	小 計		183,468	185,498	185,857	187,462	189,091	
	軽 自 動 車 税		172,135	174,883	177,986	182,390	187,200	
合 計			669,495	676,382	666,732	670,982	679,401	
対 前 年 度	増 加 数		1,991	6,887	△9,650	4,250	8,419	
	伸 率 (%)		100	101	99	101	101	

(注) 償却資産に係る () は土地及び家屋に含む。

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

年 度 税 目			15			16		
			調定額	収入額	収入率(%)	調定額	収入額	収入率(%)
市 民 税	個人分	普 通 徴 収	8,485,333	7,770,779	91.6	7,983,578	7,360,049	92.2
		特 別 徴 収	17,974,898	17,914,349	99.7	17,289,545	17,238,041	99.7
		計	26,460,231	25,685,128	97.1	25,273,123	24,598,090	97.3
	法 人 分		8,538,392	8,471,998	99.2	9,456,365	9,394,572	99.3
	小 計		34,998,623	34,157,126	97.6	34,729,488	33,992,662	97.9
固 定 資 産 税	固定資産	土地・家屋・ 償却資産	35,175,376	34,009,673	96.7	35,433,440	34,311,308	96.8
	交 付 金		399,069	399,069	100.0	473,623	473,623	100.0
	小 計		35,574,445	34,408,742	96.7	35,907,063	34,784,931	96.9
軽 自 動 車 税			722,412	692,338	95.8	762,184	727,475	95.4
特 別 土 地 保 有 税			13,618	9	0.1	0	0	0.0
入 湯 税			20,792	20,365	97.9	19,324	18,190	94.1
事 業 所 税			1,921,207	1,861,831	96.9	1,775,330	1,751,196	98.6
都 市 計 画 税			5,007,879	4,841,652	96.7	5,061,094	4,900,719	96.8
市 た ば こ 税			4,454,402	4,454,161	100.0	4,506,193	4,506,193	100.0
合 計			82,713,378	80,436,224	97.2	82,760,676	80,681,366	97.5
滞 納 繰 越 分			8,229,889	1,494,490	18.2	8,127,620	1,538,160	18.9
総 計			90,943,267	81,930,714	90.1	90,888,296	82,219,526	90.5

(4) 徴収対策の強化推進

① 徴収体制の強化

ア 休日・夜間徴収の実施(税務部各課応援体制による)

休日 9 回、夜間 14 回

イ 休日・夜間納税相談窓口の開設

5 月(夜間 2 回・休日 2 回)、12 月(夜間 4 回・休日 2 回)、延べ 10 日間

② 長期出張徴収の拡大(関東地区に加え福岡、関西地区においても実施)

関西地区 平成 16 年 8 月 22 日～9 月 4 日、職員 2 人派遣

福岡地区 平成 16 年 9 月 23 日～10 月 6 日、職員 2 人派遣

関東地区 平成 16 年 10 月 24 日～11 月 6 日、職員 2 人派遣

③ 市役所入札登録申請業者等に係る市税完納確認の実施

④ 納税PRの強化

ア 租税教育の推進 学校・公民館等での啓発

イ 各種広報媒体の活用

・熊本市税のリーフレット「なぜ?なぜ!な税」を作成し小学校等へ配布

15 情報化推進

熊本市が地域の特色を生かした活力あるまちづくりを推進するうえで、地域のニーズや市役所内部のニーズに基づく新たな情報化への取り組みが求められている。

来るべき高度情報化社会において、市民の一人ひとりが情報化を有効に活用し、市役所においても効率的で質の高い行政運営を実現するための方策を具体化する必要があることから、熊本市の地域社会全体を視野に置いた総合的な情報化計画として、平成9年7月に情報化基本計画、平成10年3月に情報化実施計画（第1次）、平成15年4月に情報化実施計画（第2次）を策定し、情報化の推進を図っている。

また、市民を取り巻くIT環境の変化等に対応し、電子自治体の実現を図るため、新たな情報化計画の策定（平成18年度策定予定）に向け、本年度基本調査に取り組んでいる。

(1) 熊本市情報化基本計画

ア 計画の基本的事項

① 計画の趣旨

近年の情報化の急激な進展に伴う社会変化に的確に対応するため、行政の情報化を基軸とし、地域社会全体の情報化を計画的・合理的に推進する。

② 計画の性格

熊本市のこれまでの取り組みや国の指針、情報化をめぐる社会的背景等を踏まえ、本市の情報化施策の基本的指針を新たに定め、総合的・体系的に示す。

③ 計画の範囲

熊本市の地域社会全体を視野に置き、市が関わりを持つもののすべてを対象とする。

④ 計画の期間

目標年次：平成18年度とする。（必要に応じ、内容の見直しを行う。）

イ 情報化推進の基本的考え方

① 基本理念 **情報化による新たな都市づくりの推進**

情報化を有効に活用し、市民を主体とした、中核市ふさわしい新たな都市づくりを推進する。

② 基本目標 **新たな都市づくりへの情報化の活用**

人間性と機能性に満ちた新たな都市づくりを支援する有効な手段として情報化を活用する。

活発で高度な情報環境の形成

市民の誰もがタイムリーに、手軽に、質の高い情報を受・発信できる環境を形成する。

情報化による行政運営の高度・効率化

行政課題に的確に対応するため、市内部の情報化を推進し、行政運営の高度・効率化を図る。

③ 基本方針 **「市民主体のネットワーク社会」の構築**

人と人とのふれあいを重視した情報化を推進することにより、やすらぎのある環境のもと、市民の誰もが平等に生活、仕事、余暇のさまざまな場面でよろこびを実感できる市民主体のネットワーク社会を構築する。

④ 情報化へのアプローチ

市民と地域のニーズ及び行政のニーズに基づき、情報化へのアプローチを行う。

⑤ 情報化推進の留意事項

安全性、公平性、経済性、実効性、効率性を確認する。

ウ 取り組みの基本的方向

① 市民主体のネットワークの形成

ふれあいネットワーク 市民・地域・事業者・行政間のさまざまな交流活動を支援する。

やすらぎネットワーク 市民の安全で快適かつ健康な生活を保証する環境づくりを支援する。

よろこびネットワーク 市民が生きがいとよろこびを実感できる生活や活動を支援する。

② 市内部の情報化

市民サービスの向上や地域の活性化を念頭に置いた行政運営の高度・効率化を図る。

③ 情報環境の整備

情報インフラの整備、情報活用のルールやモラルの確立、人材育成、制度・事務手続き等の見直しなど、情報化を適切に推進するための環境を整備する。

エ 計画の進め方

① 今後の取り組み

- ・具体的な施策を実施計画で定める。
- ・地域の情報化推進のため、ネットワークの形成を図り、市は啓発や支援を行う。
- ・地域の情報化を促進する先導的取り組みとして、市の行政の情報化を推進する。
- ・情報インフラや教育・啓発・研修体制の整備など、情報化を円滑に進める環境を整備する。

② 推進体制の整備

- ・庁内に協議機関を設置し、全庁的な推進体制を整備する。
- ・国や県、他市町村との協力関係の形成はもとより、市民や事業者との協議機関を設置して協力体制を確立し、適切な役割分担を図る。

(2) 熊本市情報化実施計画（第2次）

ア 基本的事項

① 計画の趣旨

I T環境の急速な変化や国から要請される情報化施策等に適確に対応するとともに、本市総合計画への取り組みを情報化の側面から支援するため、本計画を策定する。

② 目標年次

平成 18 年度（必要に応じた見直し）

イ 情報化の現状と課題

- ・情報化の現状：平成 10 年度～14 年度にかけて、庁内ネットワーク等のインフラ整備、全庁的な情報化推進体制の整備、各種情報システムの整備に取り組む。（情報化実施計画（第1次））
- ・本市の情報化の課題：国からの電子自治体に向けた取り組み要請、窓口サービスの充実、事務効率化の推進等

ウ システム整備計画の策定方針

① 基本的な考え方

- ・市が主体的に整備する情報化（電子市役所）と市民等の主体性を尊重して支援する情報化により、電子自治体を実現する。
- ・重要性、緊急性及び実現性を優先度判断の指標とした事前評価を行って取り組む。
- ・情報システムのユニバーサルデザイン、市民のIT習熟、情報セキュリティの強化へ取り組む。

② 到達目標

電子自治体の実現に向けた「情報化の到達目標」を設定する。

- 目標1 付加価値の高い行政サービスの提供
- 目標2 市民と行政のパートナーシップの確立
- 目標3 市民、事業者のコミュニケーションの促進
- 目標4 簡素で効率的な行財政システムの構築
- 目標5 市の情報環境の整備

エ システム整備計画の策定方針

施策（システム）を到達目標ごとに分類して示す。

- 目標1 → 電子申請・届出システム、証明書自動交付機の導入など
- 目標2 → 市民の声情報システム、市電・市バス情報提供システムなど
- 目標3 → ボランティア活動支援システム、市民のIT習熟への取り組みなど
- 目標4 → 文書管理・電子決裁システム、職員情報システムなど
- 目標5 → 総合行政ネットワーク（LGWAN）への参加、情報セキュリティの強化など

オ 情報化推進方策

- ・全庁的な推進体制と局内推進体制のもと、本市情報化の円滑な推進を図る。
- ・全庁的な開発運用体制及び職場単位のきめ細かな支援を行うための情報化インストラクターを中心としたサポート環境を確保する。

（3）庁内ネットワーク整備事業

ア 構築の目的

庁内ネットワークを基盤として様々な情報ネットワークを拡充することにより、インターネット等を活用した情報の提供や収集、各種手続きのオンライン化など、高齢化や市民のニーズの多様化等に対応したサービスの向上及びそれを支える行政運営の更なる高度・効率化を図る。

イ 経緯

- ・平成10年度 庁内ネットワーク構築に関する基本調査
- ・平成11年度 庁内ネットワーク構築の実施設計
- ・平成11年10月 第5回熊本市情報化推進協議会において、庁内ネットワーク構築の基本的な整備方針を承認
- ・平成12年6月 地域イントラネット基盤整備事業交付金決定（郵政省）
- ・平成12年度 本庁舎等のLAN整備、システム開発等の実施

- ・平成13年4月 庁内ネットワーク（Cネット）の運用開始
- ・平成13年度 出先施設等のLAN整備
- ・平成14年度 本庁舎（議会棟）のLAN整備
- ・平成15年度 出先施設（小中学校等）のLAN整備

（4）テレトピア推進事業

熊本テレトピア計画は、昭和60年3月、熊本市と益城町で地域指定を受けた。

この計画は、図書館情報ネットワークシステム、熊本市総合行政情報システム、テクノポリス技術情報システム、ヒューマンコミュニティネットワークシステムの4つのシステムで構成されているが、このうち、本市は、熊本市総合行政情報システム及びヒューマンコミュニティネットワークシステム（CATV）で域内情報化を推進している。

ヒューマンコミュニティネットワークシステム

多様な情報を提供できる都市型CATVにより、市民生活の利便性の向上等を図っており、第三セクター熊本ケーブルネットワーク(株)が推進法人である。

(5) 総合行政情報システム

ア 熊本市電算システム導入基本方針（昭和59年9月27日策定）

① 導入の目的

コンピューターの持つ、優れた情報処理機能及び高速演算機能をこれらの適用が可能な行政の各分野に有効適切に利用することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化、行政運営の近代化を図る。

② システムの概要

(ア) 本庁と各市民センター等の出先機関を通信回線により結合するオンラインシステムとして運用する。

(イ) データベースシステムを基本構造とする。

(ウ) 日本語情報処理システムを採用する。

③ 利用の方向

(ア) 当面の目標

住民基本台帳及び印鑑登録証明事務の電算化（＝住民記録システム）を中心とする日本語オンラインデータベースシステムの構築

(イ) 将来の目標

住民情報オンラインデータベースシステム、内部情報オンラインデータベースシステム、地域情報オンラインデータベースシステム、及びこれらのシステムを有機的に結合することによって機能する計画情報オンラインデータベースシステムにより構成される「熊本市総合行政情報システム」の構築を目指す。

(ウ) 運用の基本

電算システムの運用に係るデータ保護については、ハードウェア、ソフトウェアを含む多方面にわたって、実効性の高い所要の措置を講じるとともに、個人情報の外部漏洩等によって、市民のプライバシーが不当に侵害されることのないように十分配慮する。

イ 個人情報の保護・セキュリティ対策

① 運用管理面の対策

「熊本市電子計算組織管理運営要綱」及び「熊本市電子計算処理に係るデータ保護管理要綱」に基づき電子計算組織の運用管理面を充実させることにより、組織の安全性及び信頼性を向上させ個人情報の保護を図る。

② 設備面の対策

電算システム及びデータ保管室等を自然災害（火災、地震等）又はデータへの不正行為（破壊、改ざん等）などのあらゆる危険から物理的に隔離し、もって個人情報の保護を図る。

③ 技術面の対策

電子計算組織の安全性及び信頼性の向上をハードウェア及びソフトウェア両面から確保することにより個人情報の保護を図る。

ウ 電算システム適用業務と開始年度

年 度	区 分	年 度	区 分
昭和60年度	住民記録 交通災害共済 国民健康保険 (1次)	平成元年度	財務会計 起債管理 国民健康保険 (2次) 乳児医療 老人医療 予算編成
昭和61年度	行政基本 人事 (1次) 給与 (1次) 国民年金 下水道水洗化貸付金償還 選挙事務 児童手当 学校教育 印鑑登録	平成2年度	土木設計積算 決算統計 合併に伴うシステム移行 (30業務)
昭和62年度	人事 (2次) 給与 (2次) 軽自動車税 中小企業勤労者福祉共済 下水道使用料 市・県民税 税収納管理 市営住宅管理 貸付統合 法人市民税 固定資産税 (1次)	平成3年度	合併に伴うシステム移行 (4業務)
昭和63年度	母子医療事務 保育所管理 老人福祉事務 障害福祉事務 生活保護 下水道受益者負担金	平成7年度	特別土地保有税 固定資産税 (2次) 給与勧告
		平成8年度	母子寡婦福祉資金貸付
		平成10年度	下水道総合 (2次)
		平成11年度	介護保険 (1次)
		平成12年度	外国人登録 介護保険 (2次)
		平成13年度	選挙事務 (2次)
		平成15年度	市税総合 (2次) 保険料収納支援
		平成16年度	市税総合 (3次) 戸籍情報総合
		平成17年度	市税総合 (4次) 住居表示

エ 開発の状況

平成17年度

・市税総合システム (5次)

オ 電算システム機器の構成

(ア) 中央処理装置

A系 (住民情報系) GS21 400/モジュール10L

B系 (内部情報系) GS21 400/モジュール10K

C系 (市民課業務バックアップシステム) GS21 200/モジュール10J

主 (内部) 記憶容量

A系 1GB C系 256MB

B系 1GB

(イ) 補助 (外部) 記憶装置

磁気ディスク装置 627GB

※1GB=10億バイト (1バイト=1文字)

磁気テープ装置

2台

カートリッジ式磁気テープ装置

2台 (8デッキ)

(ウ) 入出力装置

本体系フロッピーディスク装置

1台

本体系プリンター装置

5台

ネットワーク系端末装置

569台

端末系プリンター装置

192台

16 情報公開・個人情報保護・統計

(1) 情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成10年10月1日に施行され、平成11年10月1日からは、議会が実施機関に加わった。

ア 目的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティ）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ 開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ 文書等の開示を請求できるもの

市内に住所を有する個人及び法人等のみならず、市内に勤務し、又は在学している者のほか、市政に利害関係を有するもの（当該利害関係に係る情報に限る）も対象としている。

(2) 平成16年度情報公開制度の実施状況（平成16年4月1日～平成17年3月31日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

（単位：件）

開示 請求 件数	処 理 状 況									
	開示 決定	部分 開示 決定	請 求 拒 否 決 定					合 計	取下げ	却 下
			不開示	存否 不回答	不存在	その他	計			
489	234	112	11	8	142	0	161	507	11	0

- 〔備考〕 1 1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- 2 部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
- 3 存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。
- 4 その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。
- 5 却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権のないものからの請求について、却下したものをいう。

イ 開示請求者の内訳

開 示 請 求 者 の 区 分	開示請求 件 数
本市の区域内に住所を有する者	353
本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	114
本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者	19
本市の区域内に存する学校に在学する者	0
実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの	3
合 計	489

ウ 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立て件数			処 理 状 況				
			決定済	裁決済	審査会で 審 議 中	実施機関 で検討中	取下げ
10 年 度	異議申立て	7	7	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
11 年 度	異議申立て	6	2	-	0	0	2
	審査請求	0	-	0	0	0	0
12 年 度	異議申立て	0	0	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
13 年 度	異議申立て	6	2	-	0	0	3
	審査請求	0	-	0	0	0	0
14 年 度	異議申立て	0	1	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
15 年 度	異議申立て	0	0	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
16 年 度	異議申立て	0	0	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
合 計		19	12	0	0	0	5

(注) 不服申立て件数と処理状況の件数が一致しないのは、不服申立ての審査を併合して行ったため。

(3) 個人情報保護制度

熊本市個人情報保護条例が、平成14年4月1日に施行され、電子計算組織で処理される個人情報だけでなく、手作業処理される個人情報も対象とした総合的な個人情報保護制度が開始された。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報の本人に開示、訂正などを求める権利を保障している。

ア 個人情報を適正に取り扱うためのルール

収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、個人情報取扱事務目録の閲覧など

イ 個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

ウ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(4) 平成16年度個人情報保護制度の実施状況（平成16年4月1日～平成17年3月31日）

ア 開示請求件数及びその処理状況 (単位：件)

開示請求件数	処 理 状 況					
	開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	取下げ
52	28	10	0	17	0	0

(備考)

- 1 件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- 一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分についての開示の決定をしたものをいう。
- 存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

イ 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立て件数			処 理 状 況				
			決定済	裁決済	審議会で 審議中	実施機関 で検討中	取下げ
15年度	異議申立て	1	1	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
16年度	異議申立て	0	0	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
合 計		1	1	0	0	0	0

(5) 統 計

ア 指定統計調査の実施

統計法で指定されている各種統計調査を実施する。

(主な指定統計調査)

① 国勢調査(総務省) 5年毎

日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。

② 事業所・企業統計調査(総務省) 5年毎

事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本構造を明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を作成し、提供する。

③ 住宅・土地統計調査(総務省) 5年毎

住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。

④ 就業構造統計調査(総務省) 5年毎

国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。

⑤ 工業統計調査(経済産業省) 毎年

製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。

⑥ 商業統計調査(経済産業省) 5年毎

商店を漏れなく調査し、商店分布状況や販売活動の実態及び商店の流通状況を明らかにする。

⑦ 農林業センサス(農水省) 5年毎

農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。

⑧ 全国消費実態調査(総務省) 5年毎

国民生活の実態について、家計の収支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。

⑨ 全国物価統計調査(総務省) 5年毎

消費生活において重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービス料金、取り扱い店舗の業態や立地環境など価格決定に関する様々な要素を調査し、店舗間格差、銘柄間格差、地域間格差など価格差の実態を解明する。

⑩ 漁業センサス(農水省) 5年毎

漁業の実態を明らかにし統計資料を整備することを目的とする。

イ 統計刊行物の発行

指定統計調査結果を速やかに公表し、諸施策の基本資料とするために各種の統計調査結果報告書を作成し、庁内・庁外に配布する。また、市独自に統計書、市勢要覧等を作成する。

平成15年度からは各種統計調査の結果報告を熊本市ホームページ上で公表している。

(統計調査結果報告書)

① 熊本市の人口(国勢調査結果)

② 熊本市の事業所・企業(事業所・企業統計調査結果報告書)

③ 熊本市の商業(商業統計調査結果報告書)

④ 熊本市の工業(工業統計調査結果報告書)

⑤ 熊本市の農業(農林業センサス結果報告書)

(市独自の統計刊行物)

- ① 熊本市統計書 400部作成
- ② 熊本市勢要覧 1,000部作成
- ③ グラフでみるくまもと 10,000部作成

ウ 統計情報室の運営

本市及び行政機関、その他公共団体及び公共的団体が発行した刊行物で、その内容が統計に関連があるものを収集し、市民及び市職員、他の官公庁職員等に対して閲覧、貸出及び複写に供している。

当資料室は、昭和56年11月の新庁舎落成に伴い開設した。

平成10年度にはパソコンを導入し、統計情報室内にて資料検索を実施。

平成13年2月よりインターネットの熊本市ホームページ中で資料検索システム及び人口統計表の提供を行っている。

平成16年4月より情報プラザへ市刊行物を移管したのを機に、統計情報室と名称を改め、蔵書も各種統計調査結果に関するものを主にしていく。

統計情報室

年 度	利 用 者 数	利 用 冊 数	蔵 書 数
14	813	2,126	16,337
15	719	2,042	17,349
16	268	333	8,446

17 総 合 防 災

(1) 地域防災計画

本市は九州中部にあって、梅雨期には多量の降雨があり、主に昭和28年の白川大水害など、洪水被害が繰り返されてきたところである。

このため、本市の地域防災計画は、これらの災害を想定し、同規模の災害に対し、迅速な対応を行うための防災無線の整備などを含めた「予防計画」、被災者に対する援護を行う「応急対策計画」、市民生活安定のための「復旧復興計画」により構成されている。また、平成7年の阪神・淡路大震災の後には、本市に位置する布田川断層帯、立田山断層についての想定被害の調査を行い、その結果に基づき、震災対策の充実を図っている。

さらに、なお一層の防災活動体制の充実のため、毎年、地域防災計画の見直しを行っている。

(2) 防災訓練

風水害、震災への対応訓練として、防災関係機関との連携、ボランティア参加を取り入れた、災害時の被害軽減と被災時の迅速な復旧対応を目的にした総合防災訓練を実施している。

〈平成16年度実績〉

平成16年5月26日 訓練参加者 1,800人

(3) 防災知識の普及・啓発

「自らの身の安全は自らが守る」という防災思想の普及・啓発を図るため、以下の事業を実施している。

ア 総合防災展

8月30日から9月5日の防災週間に合わせ、防災関係機関の協力を得て、パネルや機器の展示を行っている。

〈平成16年度実績〉

8月21日～22日熊本市動植物園

イ 親子防災教室

夏休みに多発する水難事故やケガを防ぎ、防災意識の向上を図るため、水難救助法や応急手当の講習を行っている。

〈平成16年度実績〉

受講者数 小、中学生と保護者 17組27人

ウ 防災とボランティア展

1月15日から21日の防災とボランティア週間に合わせ、災害時にボランティア活動や自主的な防災活動の普及を行っている。

〈平成16年度実績〉

1月 7日～14日 市庁舎1階

1月17日～21日 河内総合支所

1月24日～28日 秋津市民センター

(4) 情報の収集伝達

ア 熊本市防災情報システム

坪井川など市内河川の5カ所にCCTV監視カメラ、7カ所に警報局、河川2カ所に水位観測局、金峰山山頂と市庁舎に雨量観測局を設置。同システムにより、そこから得られた気象・雨量・水位の観測情報及び国土交通省・県からの雨量・水位情報・警報などをデジタル回線や無線ネットワークで、降水量などのデータの一元管理を行っている。

また、市各部署、消防署などともネットワークで接続し、各部署からの情報、气象台からの情報をデータベース化し、被害情報をデータとして蓄積するようになっている。

イ 防災行政無線の整備

災害情報の収集伝達を迅速に行うために、車載型61局、携帯型82局の移動系無線を配置している。

ウ 同報無線

洪水、土砂災害、地震、津波等の災害に対して、避難を喚起するなどの緊急情報を住民に伝達するために、各地区向けに屋外局(支局)83カ所に設置している。また、金峰山麓に位置する河内総合支所管内の住宅などに戸別受信機を2,070台配置している。

(5) 防災倉庫の設置

近隣公園10カ所に鉄筋コンクリート造りの防災倉庫を設置するとともに各総合支所や市民センターに備蓄倉庫を設置し、非常食糧17.2万食、水の缶詰(350ml)4.1万本、生活物資をはじめ、非常用発電機や簡易トイレなどを備蓄している。

また、災害発生時の飲料水や防火用水に使用するために、防災倉庫と併せて耐震性貯水槽(100トン)を設置している。

防災倉庫・耐震性貯水槽設置箇所

・楠中央公園 ・渡鹿公園 ・錦ヶ丘公園 ・秋津中央公園 ・八王寺中央公園
・蓮台寺公園 ・白川公園 ・平成中央公園 ・池上中央公園 ・山ノ内中央公園

(6) 応援要請等

大規模な災害発生時に、市単独で対応が困難である場合に備え、各自治体や各関係機関との連携を図っている。

ア 災害時相互応援協定

自治体相互の協力に関する協定を締結し、応援を要請することとしている。

応援協定

- ・九州九都市災害時相互応援協定（平成7年12月28日締結）
- ・尼崎市との災害時相互応援協定（平成8年8月1日締結）
- ・福井市との災害時相互応援協定（平成9年11月21日締結）
- ・熊本県11市災害時相互応援協定（平成10年4月15日締結）
- ・中核市との災害時相互応援協定（平成14年8月27日締結）

イ 防災関係機関連絡協議会

自衛隊、警察、九州電力などの防災関係26機関により、平成8年11月に設置した。防災訓練や防災展などの各種行事を通じての連携強化、災害時の迅速な情報収集活動・応急活動などを目的としている。

18 選挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

(平17.6.2現在)

開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	101	熊本市役所	886	1,087	1,973
	102	慶徳小学校	864	1,152	2,016
	103	五福地域開発センター	1,059	1,483	2,542
	104	一新小学校	2,176	2,776	4,952
	105	一新幼稚園	868	1,160	2,028
	106	上熊本老人憩いの家	750	940	1,690
	107	池田地域コミュニティセンター	1,735	1,812	3,547
	108	池田小学校	1,558	1,741	3,299
	109	京町台保育園	942	1,165	2,107
	110	京陵中学校	1,308	1,633	2,941
	111	壺川小学校	1,801	2,323	4,124
	112	信愛女学院幼稚園	1,010	1,476	2,486
	113	碩台小学校	1,312	1,711	3,023
	114	必由館高校	1,802	2,205	4,007
	115	黒髪小学校	1,344	1,473	2,817
	116	桜山中学校	2,531	2,444	4,975
	117	清水小学校	2,420	2,903	5,323
	118	亀井公民館	1,401	1,680	3,081
	119	高平台小学校	3,559	4,203	7,762
	120	化学及血清療法研究所	1,777	2,005	3,782
	121	八景水谷公民館	1,492	1,742	3,234
	122	城北小学校	3,072	2,206	5,278
	123	清水北老人憩いの家	1,242	1,442	2,684
	124	麻生田小学校	3,020	3,669	6,689
	125	楡木小学校	2,418	2,919	5,337
	126	楠小学校	2,600	2,904	5,504
	127	武蔵小学校	2,424	2,738	5,162
	128	弓削小学校	1,883	2,086	3,969
	129	龍田小学校	3,584	3,923	7,507
	130	宝積寺公民館	2,064	2,296	4,360
	131	白川小学校	1,585	1,953	3,538
	132	鎮西学園	1,141	1,421	2,562
	133	九州学院	1,374	1,869	3,243
	134	大江小学校	1,533	1,733	3,266
	135	菊水学園	1,778	1,862	3,640
	136	託麻原小学校	3,290	3,693	6,983
	137	白山保育園	980	1,246	2,226
	138	白山小学校	2,409	2,861	5,270
	139	出水小学校	2,102	2,690	4,792
	140	出水校区戸井の外集会所	1,611	2,048	3,659
	141	東水前寺公民館	2,271	2,799	5,070
	142	熊本県庁	740	843	1,583
	143	砂取小学校	2,427	3,257	5,684
	144	出水中学校	3,029	3,419	6,448
	145	出水南中学校	1,577	1,931	3,508
	146	江津湖団地第2集会所	1,669	2,171	3,840
	147	画図地域コミュニティセンター	2,416	2,809	5,225
	148	湖東中学校	1,863	2,273	4,136
	149	泉ヶ丘小学校	1,405	1,722	3,127
	150	泉ヶ丘公民館	1,232	1,631	2,863
	151	若葉小学校	2,060	2,511	4,571
	152	東野中学校	2,710	3,129	5,839
	153	秋津第2公民館	2,014	2,271	4,285
	154	桜木小学校	4,116	4,650	8,766
	155	東町小学校	2,391	2,443	4,834
	156	健軍東小学校	2,607	3,062	5,669
	157	健軍小学校	2,643	3,101	5,744
	158	尾ノ上小学校	4,027	4,545	8,572
	159	京塚公民館	1,028	1,300	2,328
	160	帯山中学校	1,906	2,338	4,244
	161	帯山小学校	3,056	3,586	6,642

開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	162	常山校区第6町内公民館	2,150	2,477	4,627
	163	月出小学校	2,939	3,177	6,116
	164	山ノ内小学校	4,126	4,607	8,733
	165	長嶺小学校	3,991	4,459	8,450
	166	さくら幼稚園	2,291	2,585	4,876
	167	託麻南小学校	2,884	3,226	6,110
	168	託麻東小学校	4,607	4,905	9,512
	169	託麻北小学校	2,966	3,206	6,172
	170	託麻市民センター	2,196	2,215	4,411
	171	託麻西小学校	3,303	3,644	6,947
	172	下南部公民館	1,218	1,237	2,455
	173	西原公民館	1,072	1,331	2,403
	174	西原小学校	3,930	4,188	8,118
	175	西里地域コミュニティセンター	1,117	1,271	2,388
	176	五丁保育園	1,400	1,549	2,949
	177	明德体育館	992	1,113	2,105
	178	北部総合支所	2,785	3,210	5,995
	179	北部東小学校	3,348	3,757	7,105
		小計	167,207	192,621	359,828
2	201	花園小学校	3,132	3,613	6,745
	202	花園公民館	1,698	2,088	3,786
	203	岳林寺	1,683	2,117	3,800
	204	城西小学校	3,037	3,691	6,728
	205	横手保育園	486	616	1,102
	206	春日小学校	1,885	2,190	4,075
	207	春日保育園	672	867	1,539
	208	向山小学校	2,460	2,904	5,364
	209	世安公民館	1,481	1,775	3,256
	210	本荘小学校	1,263	1,669	2,932
	211	春竹小学校	3,061	3,768	6,829
	212	事業内高等職業訓練校	2,003	2,392	4,395
	213	託麻中学校	4,472	4,977	9,449
	214	田迎南小学校	2,335	2,622	4,957
	215	御幸小学校	3,559	4,137	7,696
	216	川尻小学校	1,723	2,036	3,759
	217	城南中学校	2,354	2,809	5,163
	218	城南小学校	927	1,152	2,079
	219	森下保育園	1,556	1,789	3,345
	220	日吉小学校	1,688	2,038	3,726
	221	日吉東小学校	2,236	2,529	4,765
	222	力合小学校	3,578	4,159	7,737
	223	薄場団地集会所	1,275	1,526	2,801
	224	古町小学校	1,265	1,563	2,828
	225	花陵中学校	2,047	2,686	4,733
	226	白坪小学校	2,397	2,707	5,104
	227	城山小学校	3,498	4,209	7,707
	228	池上小学校	2,324	2,893	5,217
	229	高橋小学校	827	959	1,786
	230	中島地域コミュニティセンター	734	895	1,629
	231	二番公民館	788	893	1,681
	232	小島小学校	1,045	1,250	2,295
	233	有明保育園	290	295	585
	234	松尾東小学校	333	340	673
	235	松尾西小学校	514	568	1,082
	236	松尾北小学校	101	99	200
	237	河内小学校	1,177	1,346	2,523
	238	みかんの里振興センター	786	895	1,681
	239	椎亀公民館	387	455	842
	240	芳野小学校	513	554	1,067
	241	鮑田東小学校	2,422	2,807	5,229
	242	鮑田南小学校	837	992	1,829
	243	鮑田西小学校	1,042	1,214	2,256
	244	中緑小学校	449	535	984
	245	銭塘小学校	939	1,052	1,991
	246	奥古閑小学校	1,464	1,672	3,136
	247	川口小学校	969	1,073	2,042
		小計	75,712	89,416	165,128
合 計			242,919	282,037	524,956

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

選挙執行年月日 区 分	昭62.4.26	平3.4.21	平7.4.23	平11.4.25	平15.4.27
有 権 者 総 数	384,110	440,958	467,890	489,743	507,341
投 票 者 数	255,361	282,185	270,623	278,909	270,780
投 票 率 (%)	66.48	63.99	57.84	56.95	53.37
立 候 補 者 数	68	74	67	68	63
定 数	52	56	52	52	52
最 高 得 票 数	8,645	7,811	7,701	7,844	8,063
当 選 者 最 低 得 票 数	3,195	3,194	3,641	3,679	3,076
立 候 補 者 最 高 年 齢	73	77	81	85	89
〃 最 低 年 齢	29	26	27	29	25

(3) 過去の選挙の投票率

(単位 %)

選挙別 開 票 区	第 1	第 2	全 体
参議院議員通常選挙 (平16.7.11) (選挙区)	54.90	54.19	54.67
熊 本 県 知 事 選 挙 (平16.4.4)	28.41	26.81	27.91
衆議院小選挙区選出議員選挙 第1区 (平15.11.9)	59.13		59.13
衆議院小選挙区選出議員選挙 第2区 (平15.11.9)		56.62	56.62
参議院議員通常選挙 (平13.7.29) (選挙区)	56.43	54.81	55.92
熊 本 市 長 選 挙 (平14.11.10)	48.56	50.15	49.06
県議会議員一般選挙 (平15.4.13) (熊本市選挙区)	52.43	57.72	54.11
市議会議員一般選挙 (平15.4.27)	51.25	57.93	53.37

(注) 国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別	区 分	自 民	社 民	公 明	共 産	新社会党	民主 党	保 守 党	諸 派	無 所 属	計
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数2 (平16.7.11)	総得票数		116,731			19,628		137,662				274,021
	最高	〃	116,731			19,628		137,662				
	最低	〃	116,731			19,628		137,662				
	得票率(%)		42.60			7.16		50.24				100
	候補者数		1			1		1				3
熊本県知事選挙 (平16.4.4)	総得票数										140,822	140,822
	最高	〃									122,090	
	最低	〃									18,732	
	得票率(%)										100	100
	候補者数										2	2
衆議院 小選挙区選挙第1区 定数1 (平15.11.9)	総得票数		80,111			13,769		111,205				205,085
	最高	〃	80,111			13,769		111,205				
	最低	〃	80,111			13,769		111,205				
	得票率(%)		39.06			6.71		54.22				100
	候補者数		1			1		1				3
衆議院 小選挙区選挙第2区 定数1 (平15.11.9)	総得票数		41,376			3,839		43,953				89,168
	最高	〃	41,376			3,839		43,953				
	最低	〃	41,376			3,839		43,953				
	得票率(%)		46.40			4.31		49.29				100
	候補者数		1			1		1				3
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数1 (平13.7.29)	総得票数		135,665			17,349	4,277	105,933		8,096		271,320
	最高	〃	135,665			17,349	4,277	105,933		8,096		
	最低	〃	135,665			17,349	4,277	105,933		8,096		
	得票率(%)		50.00			6.39	1.58	39.04		2.98		100
	候補者数		1			1	1	1		1		5
熊本市長選挙 (平14.11.10)	総得票数										248,880	248,880
	最高	〃									132,652	
	最低	〃									116,228	
	得票率(%)										100.00	100
	候補者数										2	2
県議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数18 (平15.4.13)	総得票数		97,104		41,504	13,631		15,079		4,136	100,991	272,445
	最高	〃	16,378		14,401	13,631		15,079		4,136	21,494	
	最低	〃	10,431		13,225	13,631		15,079		4,136	5,507	
	得票率(%)		35.64		15.23	5.00		5.53		1.52	37.07	100
	候補者数		7		3	1		1		1	8	21
市議会議員選挙 定数52 (平15.4.27)	総得票数		75,156	4,713	33,072	11,548		15,097		14,397	113,567	267,550
	最高	〃	8,063	4,713	5,121	4,121		5,969		3,955	7,420	
	最低	〃	2,825	4,713	4,369	3,603		4,035		1,647	137	
	得票率(%)		28.09	1.76	12.36	4.32		5.64		5.38	42.45	100
	候補者数		15	1	7	3		3		5	29	63

(注) 各選挙の直近のものを記載

国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

平成15年県議会議員選挙における「諸派」は「自由党」

平成15年市議会議員選挙における「諸派」は「プロジェクト：くまもと再生」

19 契 約

入札・契約制度の改善については、これまで条件付一般競争入札、公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札を導入し、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。さらに本年度は、大型案件を中心に電子入札を導入するとともに、インターネットによる情報公開の環境整備を行った。今後は電子入札の対象範囲の拡大を進めていく。

(1) 指名競争入札有資格者 (平成17年度)

	工 事	委託その他
県内業者 (社)	2,427	552
県外業者 (社)	1,933	915
計	4,360	1,467

(2) 契約件数及び金額 (平成16年度)

	件 数	金 額
工事請負契約 (件)	959	18,635,343
委 託 契 約 (件)	197	1,160,859
保 守 点 検	119	132,296
計	1,275	19,928,498

(3) 契約額及び件数・業者別集計表

(単位 千円)

年度	土 木 工 事		建 築 工 事		電 気 工 事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
14	11,276,194	361	4,811,955	119	1,290,190	81
15	8,362,483	322	8,301,222	78	2,046,064	64
16	168,097,413	336	3,290,904	100	1,224,933	65
年度	管 工 事		舗 装 工 事		造 園 工 事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
14	1,416,720	99	937,704	56	808,986	144
15	1,038,729	72	782,400	72	914,868	136
16	1,219,485	79	822,302	49	835,170	111
年度	その他工事		業 務 委 託		保守点検	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
14	4,293,296	192	1,333,893	215	31,971	46
15	2,784,693	202	1,353,979	223	79,783	94
16	3,145,136	219	1,160,859	197	132,296	119
年度	合 計					
	契 約 額	件 数				
14	26,200,909	1,313				
15	25,664,221	1,263				
16	19,928,498	1,275				

20 土地開発基金

設 置 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する。

基金の額 2,578,118千円(平17.3.31現在)
運 用 基金の設置の目的に応じ基金の確実かつ効率的な運用に努める。

21 市庁舎概要

市庁舎は、昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成し、22年を経過している。建設にあたっては、建物を新しくするばかりでなく、内容的にも市庁舎はどうあるべきかとの基本理念を踏まえ、住民サービスに直結する窓口部門を集中するなど市民への配慮を行うとともに、環境への負担に配慮しつつ執務環境の向上を目指した。

また、昭和11年に建設された旧熊本地方貯金局である花畑町別館は、地下1階地上4階建ての建物であるが、毎年計画的に補修を行い、耐用年数の延長を図るとともに執務環境を改善しながら利用している。

(1) 建物概要

所 在 地	手取本町1番1号		
敷 地 面 積	10,007.20m ²		
建 築 面 積	5,583.54m ²		
延 面 積	39,709.43m ² （他に駐輪場83.70m ² がある）		
構 造 ・ 規 模	高層棟	鉄骨造	地下2階地上15階建
	議会棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上6階建
高 さ	高層棟	軒高62.10m	
	議会棟	軒高26.00m	
工 期	着 工	昭和54年 3月17日	
	竣 工	昭和56年10月31日	
総事業費	112億2,000万円		
財源内訳	基 金	62億5,000万円	
	起 債	47億3,000万円	
	一般財源	2億4,000万円	
事業費内訳	建築工事	65億3,000万円	
	設備その他工事	36億6,000万円	
	委託費	5億6,000万円	
	備品費	4億7,000万円	

(2) 建物の特色・特徴

ア 窓口事務部門の集約化

市民課を中心として窓口部門を1～2階に集中的に配し、その間をエスカレーター2基で結ぶことにより、立体的総合窓口化を図った。

イ 市民ホール、展示ホール等の設置

市民のコミュニティの場、憩いの場としてのスペースを確保するため、市民ホール、展示ホール、展望ロビー等を設置している。

ウ 美術文化の導入

庁舎建物に地域性、芸術性等の文化的潤いを加味するよう努め、地元画家の壁画をはじめ、彫刻、美術、照明、壁掛、美術パネル等の美術装飾を積極的にとり入れた。

エ 熊本城との調和

庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状について高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式を取り入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図った。

オ 身体障害者への配慮

身体障害者への配慮として、出入口は全てスロープ式とし自動ドアを取り付けているほか、エレベーターには特別な装置を施しており、専用トイレも8カ所設置している。

また、バリアフリーの観点から障害者にも優しい庁舎を目指し、各種の取り組みを行っている。

カ 防災設備

風水害、火災あるいは地震等に対しては、防潮板やスプリンクラーの取り付け、バルコニーの設置など設計上からも万全を期しており、特に耐震性は阪神・淡路大地震クラスの地震にも耐える建物である。

キ 省エネルギー対策

高層棟の各階にはバルコニーが設置されているため、これが日本家屋の軒庇の効用と同じく太陽直射熱を遮って、外部からの熱負荷を軽減させている。

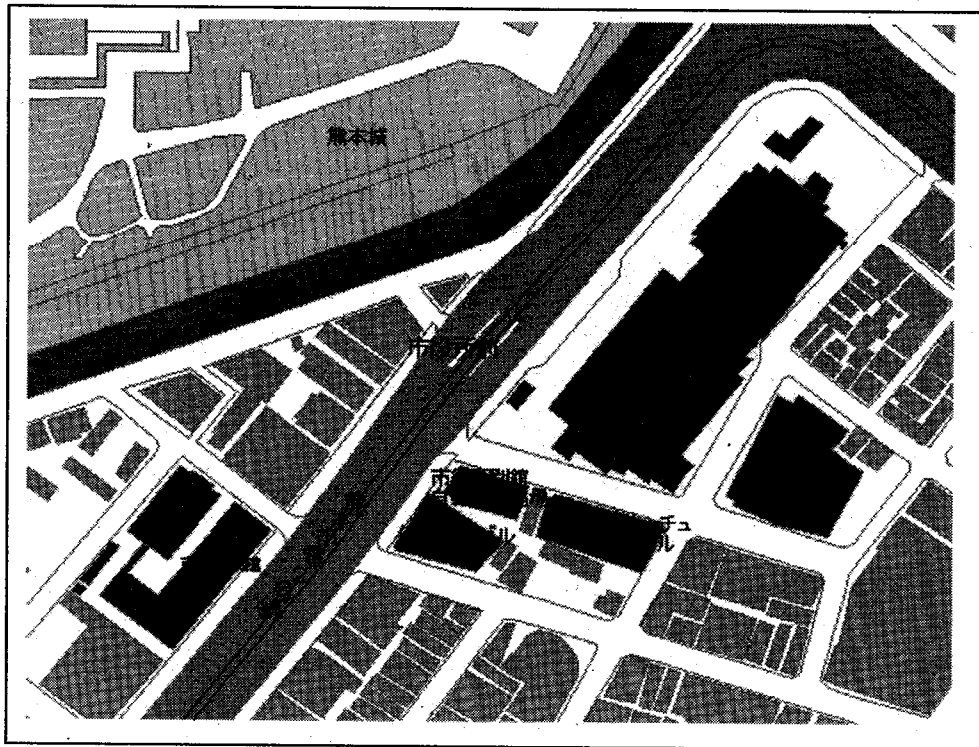
また、窓ガラスは断熱性の高い複層ガラスを用いているほか、外壁については内貼材（スタイロホーム）を使用して断熱効果を高めている。

(3) 熊本市役所駐車場

所 在 地	下通1丁目1番8号					
開 設 年 月	昭和55年4月					
床 面 積	8,054㎡					
収 容 台 数	351台 { 2階 48台 5階 62台 3階 62台 6階 55台 4階 62台 屋階 62台					
駐 車 料 金	区 分			駐 車 料 金		
	1	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午前8時30分から 午後5時30分まで	規則で定める用務先 確認印がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円	
				規則で定める用務先 確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は400円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円	
	2	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午後5時30分から 午後10時まで	規則で定める用務先 確認印がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円	
				規則で定める用務先 確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円	
	3	土曜日、日曜日及び 休日	午前8時30分から 午後10時まで	規則で定める用務先 確認印がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円	
				規則で定める用務先 確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円	
	備考 駐車場の閉鎖時刻までに出入りしなかった場合における閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに150円を別に徴収する。					
	営 業 概 要	台 数 361,438台				
	(平成16年度)	収 入 63,857,420円				

総務

庁舎位置図



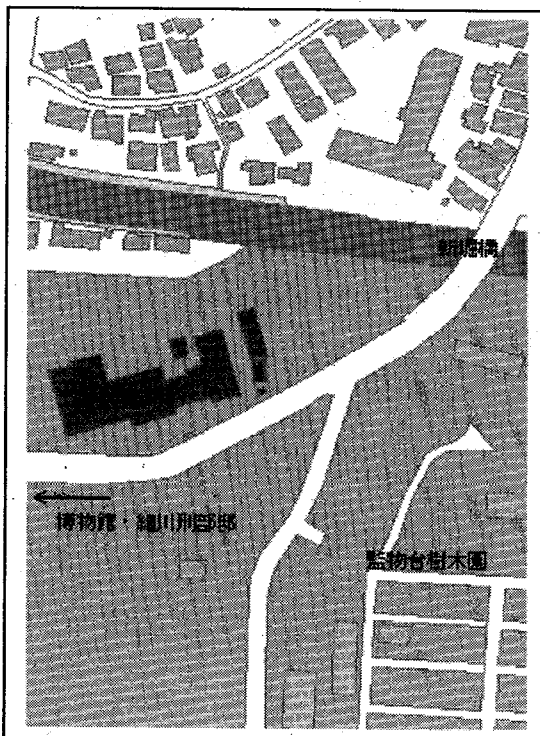
本庁周辺

花畑別館

下水道管理課 下水道計画課 下水道建設課 下水道経営企画室	階 4
熊本市歴史文書資料室	3
市街地整備課 河川課 上熊本駅周辺整備室	2

市役所別館

大会議室	階 8
会議室	7
統計課	6
契約検査室	5
自転車駐車場	4 3 1



古京町別館

マスマチュアル生命ビル

教育委員室	施設課	階 7
教育長室	総務課 教育企画課	6
学務課 教職員課 指導課		5
人権教育指導室 健康教育課		4
文化財課 生涯学習課		3
社会体育課		2

産業文化会館

消費者センター	階 5
金融経営相談課	4

住友生命ビル

選挙管理委員会事務局	階 3
------------	--------

古京町別館

人材育成センター	階 2
熊本城総合事務所 熊本城築城 400 年記念事業準備室 市民会館舞台事業室	1
旧鉄道郵便局	
熊本駅周辺整備事務所	階 2

本 庁 舎

機械室		機械室		階 15
レストラン		展望ロビー		14
大ホール		人事委員会事務局 人事委員会室 車両管理課 総合保健福祉センター開設準備室		13
情報政策室分室 監査委員室 監査事務局 農業委員会事務局		青少年育成課 男女共生推進課 用地第二課 用地第一課 用地調整室 文化振興課		12
生活安全課 交通安全推進室 国際交流課 地籍調査課 地域づくり推進課		市民生活局長室		11
公園課 開発景観課 交通計画課		建築指導課 建築審査室 都市計画課 都市整備局長室		10
道路総務課 道路管理課 外部監査入室		街路課 道路整備課 総務課文書集配 観光政策課		9
住宅建設課 住宅協会 住宅管理課		営繕計画課 営繕課 設備課 建設総務課 建設局長室		8
耕地課 生産流通課 農業経営課 農政企画課		水産振興課 商工課 雇用福祉対策室 経済企画課		7
指導監査課 浄化対策課 廃棄物指導課 廃棄物計画課		水保全課 緑保全課 環境企画課 環境保全局長室		6
人事課 職員厚生課 管財課		共済組合事務局 広域行政推進課 地域保健福祉課 健康福祉政策課 健康福祉局長室		5
秘書課 市民協働課 副市長室 市長室		企画財政局長室 企画課 行政経営課 財政課		4
議場 議員控室		市政記者室 広報課 広聴課 総務課(法制室) 危機管理pj 総務局長室		3
議長室 副議長室 議員控室 議会事務局局長室 議会事務局総務課 議事課		職員組合 情報政策室 浄書室 第一職員組合 総合防災対策室		2
委員会室		電話交換室 保育課 子育て支援課		1
保護第二課 保護第一課 介護保険課 市民税課 納税課 主税課 資産税課 収入役室		高年齢保健福祉課 生活保護申請相談室 喫茶室 人権推進総室 会計室		地下 1
障害保健福祉課 福祉総合相談室 国民年金課 国民健康保険課 保険料収納課 市民課		市政情報プラザ 市民相談室 CDコーナー 水道料金納入所 総合案内 指定金融機関		地下 2
CDコーナー 衛生管理室 食堂 時間外出入口 守衛室 防災センター 清掃員詰所 秘書課分室		運転士控室 美容室 理容室 展示コーナー 時計店 売店 郵便局 公用車集中管理室 公用車駐車場		
機械室		中央監視室		

総務

議会棟

行政棟